

産業建設常任委員会記録

令和2年3月12日

【開催日】 令和元2年3月12日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後4時15分

【出席委員】

委員長	中村博行	副委員長	藤岡修美
委員	岡山明	委員	高松秀樹
委員	恒松恵子	委員	森山喜久
委員	宮本政志		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

副議長	矢田松夫
-----	------

【執行部出席者】

副市長	古川博三	経済部長	河口修司
経済部次長兼農 林水産課長	深井篤	農林水産課農林 係長	平健太郎
農林水産課参与	多田敏明	水道事業管理者	今本史郎
水道局副局長兼 総務課長	原田健治	水道局次長兼業 務課長	伊藤清貴
水道局工務課長	伊東修一	水道局工務課課 長補佐	平野宏明
水道局工務課技 監	江本浩章	水道局浄水課主 幹	飯田栄二
水道局総務課財 政係長	渡邊亮治	水道局業務課課 長補佐	羽根敏昭
水道局浄水課主 査	山田智則	公営競技事務所 長	桶谷一博

公営競技事務所 所長補佐	兼 本 浩 二	公営競技事務所 主任主事	長 村 知 明
公営競技事務所 主任主事	村 上 良 平	建設部長	森 一 哉
建設部次長兼土 木課長	森 弘 健 二	下水道課長	井 上 岳 宏
下水道課技監	藤 岡 富 士 雄	下水道課管理係 長	西 崎 大
下水道課管理係 主任	村 上 陽 子	都市計画課長	河 田 誠
都市計画課技監	高 橋 雅 彦	都市計画課主査	大 和 毅 司
都市計画課都市 整備係長	藤 本 英 樹	都市計画課管理 緑地係長	森 山 まゆみ

【事務局出席者】

局 長	沼 口 宏	書 記	光 永 直 樹
-----	-------	-----	---------

【審査事項】

- 1 議案第19号 令和2年度山陽小野田市水道事業会計予算について
- 2 議案第20号 令和2年度山陽小野田市工業用水道事業会計予算について
- 3 議案第21号 令和2年度山陽小野田市下水道事業会計予算について
- 4 議案第12号 令和2年度山陽小野田市駐車場事業特別会計予算について
- 5 議案第38号 山陽小野田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第17号 令和2年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計予算について
- 7 議案第36号 山陽小野田市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第37号 山陽小野田市地方卸売市場条例の制定について

- 9 議案第16号 令和2年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計予算について
- 10 議案第47号 令和2年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1回）について

午前9時 開会

中村博行委員長 おはようございます。ただいまより産業建設常任委員会を開催いたします。審査の順についてはお手元にあるとおり進めていきたいと思っております。それでは早速、審査に入ります。まず審査番号1番、議案第19号令和2年度山陽小野田市水道事業会計は会計予算について、説明を求めます。

今本水道事業管理者 それでは、議案第19号令和2年度水道事業会計予算の概要について御説明いたします。予算書1ページをお開きください。第2条の業務の予定量につきましては、記載のとおりです。（4）の年間有収水量は前々年度 平成30年度決算実績の96.8%を見込んでおります。（5）の主要な建設改良事業については、後ほど説明させます。予算書第3条の収益的収支ですが、収入合計は15億5,240万6,000円。支出合計は14億6,844万3,000円を計上し、結果、単年度において税処理後2,200万円余りの利益が生じる編成となっております。予算書2ページ第4条、資本的収支ですが、支出総額10億7,941万3,000円を計上し、これらの財源となります資本的収入では、上水道企業債として3億7,430万円の新規借入を行います。企業債等の外部資金を調達してもなお、差引収支で約6億7,100万円の不足金が生じますが、この対応は第4条予算本文記載のとおり、積立金を2億1,600万円余り取り崩して補填することとしております。ほか詳細は、副局長から説明させます。

原田水道局副局長　まず、管理者の概要説明に続いて予算書2ページを説明いたします。第5条予算は起債の借入額の限度額等の設定です。第6条予算の一時借入金限度額はあくまで枠取りで、近年借入実績はありません。第7条予算は流用可能な項目の設定ですが、予算執行の円滑化と事業運営に柔軟性を持たせるものです。3ページに移りまして、第8条予算は、職員給与費等の流用禁止経費です。第9条予算は、一般会計からの繰入金、第10条予算はたな卸資産の購入限度額の設定です。これらは予算書への記載が法定で義務付けられているものです。次に予算書10ページを御覧ください。職員給与費についてです。1番上の1総括の表を御覧ください。職員給与費と会計年度任用職員の給料等も合わせた給与費総額については、前年度当初と比較して、1,814万3,000円増額しております。これは、令和2年度から導入される会計年度任用職員制度による影響額に加え、育児休業取得職員の復職に伴うものが主な原因です。それでは、予算の詳しい内容について御説明します。予算書21ページを御覧ください。別途配布のB4資料も並べて御参照ください。これにつきましては、収支とも性質別にまとめており、税抜額も併記しております。資料の1収益的収支の表の下の収入内訳の令和2年度給水収益を御覧ください。給水収益につきましては、税込での比較においては増額となっておりますが、これは消費税率が昨年10月から10%に変更となった影響も含んでおり、前年度当初予算との税抜きと比較では99.1%の減額の予定としております。このほか、他会計負担金等を見込んでおります。長期前受金戻入と簡水の特別利益については、補助金等を原資として取得した資産の減価償却に伴う収益化額であります。これらには現金の裏付けがありません。資料の1収益的収支の表の収入の税込みの欄を御覧ください。令和2年度の収益的収入は、前年度当初予算比較で283万5,000円増額しまして、15億5,240万6,000円となります。続きまして、予算書23ページ以降の支出の部です。資料の1収益的収支の表の下の支出内訳も御覧ください。人件費は前述のとおり大幅増となっております。また、委託料が大幅増となっておりますが、これは水管橋及び配水池の耐震診断を行う予定として、6,

240万円が含まれております。その他の経常経費では、資産減耗費、支払利息は減少するものの、負担金、動力費を増加しております。簡易水道の支出については、予算書27ページ以降に記載のとおりですが、28ページ中段の減価償却費を除く費用のうち、収入で賄いきれない現金は、一般会計との協定により全額繰り入れられます。資料の1収益的収支の表の支出の欄を御覧ください。令和2年度の税込みの支出合計は、前年度当初比較で6,483万8,000円増の14億6,844万3,000円となります。資本的収支については、予算書29ページの支出の部から説明いたします。29ページ下段、資本的支出における上水道建設改良費は、前年度比較で1億4,700万円程度増額しております。この主な理由としまして、30ページの日、簡易水道統合施設費を御覧ください。令和2年度末を目途に簡易水道2事業を上水道に統合するため、ポンプ所の設置や管路新設といった施設整備費として1億2,100万円余りを計上しております。これら投資の財源となります資本的収入については、予算書29ページ上段になります。建設改良の財源としての企業債が3億7,430万円です。その下の上水道長期前受金では、工事負担金として、下水道工事に起因する水道管移設補償金と消火栓の設置負担金3,003万7,000円を予定しています。移設補償金については、下水道工事に伴う水道管の移設工事の原因者となる下水道課の負担であり、消火栓の工事費は、水道法及び公営企業法上で独立採算の例外として、一般会計で負担することが規定されているものです。以上、資本的収入合計は4億794万9,000円となります。資料の下段2資本的収支の表を御覧ください。令和2年度の資金不足額は、6億7,146万4,000円になります。この補填財源は、表下に記載のとおりです。損益勘定留保資金だけでは足りませんので、建設改良積立金1億1,006万8,000円及び、減債積立金1億598万5,000円を取り崩して対応します。次に予算書の17ページを御覧ください。予定損益計算書です。収益的収支における企業成績がここに表れます。下から4行目、税処理後の単年度純利益は2,248万3,000円の予定です。下から2行目のその他未処分利益剰余金変動額2億1,

605万3,000円は、資本的支出の補填財源として使用する建設改良積立金及び減債積立金の取崩額の再掲額ですので、これには現金の裏付けはありません。また、その上の前年度繰越利益剰余金についても、令和元年度補正予算における未処分利益剰余金の見込額であり、この中に非現金である減債積立金の取崩予定額1億8,472万4,000円が含まれています。このことについての説明ですが、予算書19、20ページを御覧ください。予定貸借対照表です。先ほどの非現金相当額を予算書20ページ、資本の部、第7項剰余金(2)エの当年度未処分利益剰余金の注記⑥として明示しております。これにより、正味の内部留保資金は、利益剰余金合計額8億8,233万9,000円から、19ページ下段の注記⑥にあります非現金相当額4億77万7,000円を除いた、4億8,156万2,000円となります。内部留保は、ピーク時に9億円を超えておりました。その後、施設の老朽化対策として施設更新を進めてまいりましたので、毎年資金が会計外に流出しました。予算書9ページを御覧ください。キャッシュフロー計算書です。下から3行目のとおり、令和2年度においても計算上2億円近い資金が企業外部に流出する見込みとなっております。この主な原因は、建設投資財源の不足によるものです。その財源としての企業債借入を3億7,400万円ほど行いますが、償還額が3億6,600万円であるため、企業債残高は800万円程度増えます。期末の企業債残高につきましては、20ページを御覧ください。負債の部、3固定負債(1)企業債、45億1,298万1,000円と4流動負債(1)企業債、3億7,305万円の合計額となり、48億8,603万1,000円となります。これは一年間の給水収益の3.8倍近くとなっており、全国と同規模の水道事業体の平均値の3.1倍程度を上回っている状況となります。最後に資料3ページは、令和2年度に水道局で予定しております工事の一覧です。以上が令和2年度の水道事業会計予算の説明となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

中村博行委員長 説明が終わりましたので質疑に入ろうと思いますが予算書の

ほうから。ページを前から追っていきこうと思います。それに関する資料の方と併せて質疑をお願いしたいと思います。それではまず総括的なところで、予算書の1、2ページと資料から、まず有収水量が年々減る傾向にあると思うんですけども一番の原因は補正のときも出たと思いますが、原因として考えられているものをお聞きします。

原田水道局副局長 これにつきましては、一つは人口減少が大きな原因と考えております。それともう一つありますのは節水機器の普及でございます。これらによりまして人口減少の割合以上に給水量が減っているという状況があると思います。また、その他の関係では景気等によります企業の水使用量もございますけど、これにつきましては各企業、いろいろ御事情があると思いますが、全般的には減ってきているという状況でございます。

中村博行委員長 その都度、項目別にいきたいと思います。

岡山明委員 1ページの部分なんですけど、給水人口とかそういう数字まで出ているんですけど水道局が出された事業の状況という、これは平成31年の3月時点で、今回は給水人口が6万2,407人と数字がちょっと違うんですね。平成31年の3月ですか。最初ぱっと見たときに余にも数字が1,000人近い数字が違うから、いつの集計なのか疑問を思ったんで、そういう意味で。

原田水道局副局長 実績のほうは確かにそうでございますけど、来年度の予算を策定する際に収入に伴う給水人口であるとか、有収水量の水量というのはできるだけ厳しく見たという考え方です。それほど期待を持って数値を挙げるのではなくて厳しく人口減少を見込んだり、水の使用料が減ることを見込んで予算の数値に予定の数字として挙げさせていただいております。

藤岡修美副委員長　ちょっとお聞きするんですけどその水質水量、この計算というのは岡山議員から質問があった給水人口掛ける、ある程度の量っていうことで出されているんですか。

渡邊水道局総務課財政係長　有収水量につきましては、令和元年度実績を基に算出した有収水量を基に、安全率を乗じた上で算出しております。それに伴い給水人口、給水戸数を割り戻したような形で算出しております。

中村博行委員長　総括はまた同じような内容が出てくると思いますのでそのときにやりましょう。3ページの会計関係。では9ページ。次にキャッシュフロー。10ページの給与関係。職員数というのは基本的に定数というのはありますか。本年度56人という数字が出ていますが、定数は何人ですか。

原田水道局副局長　うろ覚えで申し訳ないんですけど、66だったと思います。

中村博行委員長　企業努力を含めた数字というふうに考えていいですか。

原田水道局副局長　定員につきましては、水道局のほうで定員管理計画を作っております、55人を目標としております。予算書10ページ、総括の職員数の56という数字につきましては、正職員と会計年度任用職員の数字を足したもので、なおかつ、工業用水の職員を足した数の中で計算しております、私が申しました55というのは、正職員だけのカウントでございます。現在正職員だけで言いますと57人おります、目標まで2人ということになっております。これにつきましては、鴨庄浄水場の整備を行った際に、この浄水場を高天原浄水場から運転管理をするという形で鴨庄浄水場の交代勤務の運転管理要員を廃止いたしました。その関係で人員につきまして削減を行ってきたという形でございます。

岡山明委員　19、20ページで先ほどお話がありました滞納分があったんで

すけど、企業債の分が合計で48億8,000万円という状況で年間給水のそういう収入からいくと3.8倍という状況で全国平均が3.1倍という状況で市のほうが高いと。そういう動向等と対策として今後下げる方向というかその辺りの話をお願いします。

原田水道局副局長 この数字が非常に高いと言われるのは、おっしゃるとおりでございます、全国平均の310%程度にはせめて持っていきたいという考えでおりますが、基本的に水道局は料金収入の中で事業をやっておりますけど、大体年間5億円ぐらいの工事を予定しております。ただ、現在の収入でこのぐらいの事業しかできてないんですけど、これも年々、収入が減ってきておりましたでだんだん進めていくのが難しくなってくるかなと思っております。その中で内部留保資金を利用しながらできるだけ借金となります企業債の残高を増加させないようにという考えでしておりますが、今の状況で言いますと、これもそろそろ限界に近くなってまいりまして、現状ではこれ以上この企業債を減らしてっていくのは厳しくなってきたかなと思っております。事業に係る費用は内部留保をはき出すか、若しくは、起債で借りるという方法しか費用の負担を抑える方法がございませんので、何とか内部で努力はしてはおりますが、全体的な状況としてはそういう傾向になってくるのではないかなと考えております。

岡山明委員 内部留保という先ほどお話したように4.8億円、多いときは7億円とか、9億円とかそういう話をされました。そういう状況で年々内部留保も減っていると。なかなか先ほどの内部留保の話をされたんですが今の状況でいくと大変厳しいという状況と思うんですが、アセスメントでは6億2,000万円を計上しないとなかなかそういう耐震化が進まないという話があると。その整合性が合わないという状況なんですが、その辺はどう考えるか教えてください。

原田水道局副局長 委員のおっしゃるとおり実際には、必要な事業量ができて

いないというのが実態でございます。そのため収入は増えないということであれば何とか支出を抑えたいということでその一つの施策として、宇部市との水道事業の広域化ということを目指しております。また、今本水道事業管理者のほうから説明はあったと思いますが、それに併せて料金を宇部市の料金に合わせるということで、1億円弱の増収も見込まれるということで収入の増加と経費の削減ということを目指して何とかこれまでできなかった事業をできる形に持っていきたいということで模索しているところでございます。

中村博行委員長 厳しい状況であるということね。以前計画が出されて、内部留保資金が枯渇するという時期も計画の中にもありましたよね。それがとても計画どおりやったら、とんでもないことになるということで少しずつという感じで工事を減らしていらっしゃるという状況があるんですけども、料金の値上げっていうのは統合がかなわなかった場合やむを得ないことだと思うんですけど、その辺の考え方っていうのが統合がなかなか進んでないようですので、料金改定というかそういったものも内部で検討されておりますか。

今本水道事業管理者 料金改定も平成28年度出して私がこっちに変わってきたその年に料金改定という頭もあったんですが、翌年から4月からの広域がまず料金改定よりも広域が先だ、できることをやっということうことで取り組んでおまして、単独で料金改定を行うということは考えておりません。広域の話では目標として令和4年の4月というのを目指して、両市で広域化が進むように鋭意取り組んでいるところでございます。

宮本政志委員 ということは先ほどの企業債を増やしていくか、内部留保を使っていくか、その状況が厳しいと、中長期的に見ても改善をされないということですよ。局長がおっしゃったことでいくと統合がかなわな場合、先を見ても厳しさは変わりません。もっと厳しくなる。統合がもしかなわなかったら段階もあるかもしれませんが、水道料金が上が

っていくってということも視野に入れておかんといけませんよっていう受け止め方でいいですか。

今本水道事業管理者 水道料金につきましては、予定では広域をしたときには宇部市の料金に合わすということで、約8%の増ということで考えておきまして、料金そのものは広域化があろうがなかろうが、広域化が進まなくとも、料金は必ず上げなくては行けないと。平成28年に御提示したときには、15.2%ほど上げますが、もしかなわなかった場合は平成28年の15.2%といという数字でございましたけれども、それが遅れば遅れるほどその割合が高くなっていくと。令和4年の4月に広域化をした場合には8%にいくらか足した部分で料金の値上げをお願いします。それは段階的なのか一括なのか分かりませんが、将来的には必ず上げなくちゃいけないということがございます。仮に広域になったとしても、山陽小野田市が8%上げたとしても広域化後、何年か先には必ず上げなきゃいけないというのが全国的な水道事業会計の置かれている状況であると認識をいたしております。

中村博行委員長 値上げは避けて通れんということね。20ページの明細について。まず収入のほうから、21、22ページの中であれば。

藤岡修美副委員長 受託工事の収益がかなり減っているんですけど、下水道工事が減っているからと理解していいですか。

原田水道局副局長 受託工事収益がこの度かなり減っておりますけどこれにつきましては、毎年、下水道工事に伴います水道管移設工事ですけど、これに伴い例年に比べると少し減ったという形でございます。

宮本政志委員 委託料で水道施設耐震診断というのはどういった施設で耐震診断ですか。耐震診断だけでしょ。その二つをお願いします。

原田水道局副局長 この耐震診断をしようとしている施設につきましては、大きく分けて2種類ございまして、一つは主要な配水地でございます。これは山陽小野田市内の中でも一番重要な配水地を選んで耐震診断を行いたいということで考えておりまして、具体名を言いますと小野田地区では高尾配水池、それから竜王山の配水地、P C タンクのほうだけでございます。それから山陽地区では山川配水地、それから福田配水地、この配水地を予定をしております。それから山陽地区につきましては山川配水地から福田配水地に送水をしております送水ポンプ所というのがございますが、これも含めております。それからもう一つありますのが導水管の耐震診断でございます。これは宇部市の藤曲のほうから高天原浄水場に厚東川ダムからの水を導水しているルートがあるんですけど、そのルートであります厚東川に架かっています水管橋、それから少し西側にいきまして常盤薬品のところに中川という川があるんですけど、そこにも水管橋がございまして、その2か所の水管橋の耐震診断をしようとしております。またこの度は一応、広域化に伴いまして、こういった施設が大丈夫なのかというのをできれば確認をしておきたいという意味で予算を計上させていただいております、これを実際にやるかどうかというのはもう少しいろいろと調査した上で最終的に検討したいと思っております。費用的には詳細診断という、一番費用が掛かるもので予算の枠取りはさせていただいておりますけど、これについては今後また検討していく予定でございます。

宮本政志委員 要はそれを今から耐震診断して問題があったらやり変えていかないとはいけませんよね。そうすると先ほどの広域の件もちょっと絡んできて、仮にそれが宇部との統合がもしかなわなかった場合は、単独で本市のほうでやっていかなきゃいけないっていうふうな受け止め方でいいんですか。

原田水道局副局長 今、市内で唯一、耐震の問題をクリアしているのは西見配水地です。ここだけでございましてその他の配水地につきましては、昭

和の時代に造られたものばかりですので、さすがにそこまでのレベルには達してないので、今後の安定給水のことを考えると、診断の上で必要であれば整備をするということを考えていかないといけないと思います。

藤岡修美副委員長 先ほどの説明で有収水量が減る可能性があるっていう中で動力費とか薬品費とか若干なりと上がっているんですが、これは消費税関係ですか。

原田水道局副局長 動力費につきましては令和元年度については原油価格が下がったことにより、燃料調整費が下がった関係でございます。ただ、現在、中東問題等の不安定な情勢が続いておりまして今後は逆に原油価格が高騰していくことも考えられるということで、それを見込んで増額をしているという形にしております。

岡山明委員 内訳を含めて受水費のお話をお願いします。

原田水道局副局長 この受水費の説明でございますが、23ページのところであります、1種、2種、4種というのは厚東川ダムからの受水に係る受水費でございます。この1種、2種、4種というのはもともと、厚東川ダムが戦前から造られ始めまして、最初にできたときにそのときの建設費を基に料金設定をされたものが第1種でございます。その後、高度成長期になりまして2回ほどその水量を増加させるためにダムのかさ上げ工事等を行っておりまして、それらを含めた料金設定をされたものが、この2種、4種という形で若干料金が違います。大体、平均的には1立方メートル5.5円ぐらいでございますけど、ダムの建設の費用に伴いまして、そのときそのときに取得した水利に対しての料金がこういう形に分けられています。そのときに取得した水量が括弧書きのところに記載されている水量でございます。それから岡山委員がお聞きになられました水道局が受水しております受水量でございますが、これは全部高天原浄水場の関係でございます、水利権としてはほかにもまだありまし

て宇部の丸山ダム、ここも1日4,500立方メートル、これは水利権として取水をしております。それと宇部市厚東地区に厚東水源地というのがございまして、これが1日7,200立方メートルを取水する施設がございまして、これらを合計した水量ですので、取水若しくは受水できる原水の量は3万5,400立方メートル、これが高天原浄水場で1日に確保できる原水の水量という形でございます。

岡山明委員 他にもあるということで、原水の水量が3万5,000あると。実際今使っているのが、2万3,000立方メートルっていう状況だったんですが、厚東川に関しても3種類ある中で料金の設定が違くと。水量が減ってくるとこちらのほうからダムのかさ上げといたらたはおかしいですけど、料金が違うという状況でこちらの希望としては一番安い第1種の料金で、水量が減ってきたときに第1種の安い料金で購入できるかどうか、その辺をお聞きしたいんですが。

原田水道局副局長 これにつきましては受水のほうは山口県企業局の工業用水という名目で受水をしているという形です。水利権とか受水の権利を獲得する当時は高度成長期でございまして、かなりそういったものを見込んで当面の水量を確保してきたというものでございます。こういった受水の権利等は県企業局との契約にもなりますが、なかなかこれを減らすとか安いものに切り替えるというのは非常に難しい契約となっております。その水量を減らしたいというのは水道局でも思いがあり、実施した場合には、支払う費用は減るんですけど、その契約の違約金のようなものがまた別に発生いたしまして、結果としては支払う費用は余り変わらないという形になってしまうという制度がございまして、水を取る権利を手放しても支払う費用が同じであるのだったら、現在のところはまだ水を供給してもらおうほうがいいんじゃないかということで、こういう形になっております。

高松秀樹委員 26ページに負担金があって一般会計職員退職金ってあるんで

すが、これはこの総務費の中にあるんで。これまず1名ですか、何名ですか。

原田水道局副局長 まず一般会計職員の退職手当等負担金がなぜ発生するかといいますと、過去に水道局にいらっしゃった職員で市長部局のほうに異動された職員の方が数人いらっしゃいます。その方が退職されるときに、退職金の一部を水道局に在籍された期間の分だけを負担するということになっております。今現在、水道局のほうから市長部局にいらっしゃる方が今年度1人退職される予定で、来年度予算には計上している人数も1人ということでございます。

恒松恵子委員 25ページの手数料で口座振替、コンビニ収納の手数料がありますが、大体、口座振替、コンビニ、どちらのほうを水道局が進めていきたいのか。手数料を増やさないためにはどのような対策を採られているか教えてください。

伊藤水道局次長兼業務課長 水道局としては、口座振替を推奨しております。手数料につきましては、1件当たり10円を金融機関に払っていますが、格段に安いことから、それを推奨しております。コンビニ収納につきましては1件当たり56円という金額になりますので、随分違っております。口座振替と納付書の割合につきましては、口座振替の方が約8割で、納付書の方が約2割という状況になっておりまして、コンビニ収納のほうは一昨年10月から始めていますが、どんどん増えてきておりますので、割合からすると、納付制の中でも口座振替、コンビニ収納が増えてきているという状況の中で私どももできるだけ、本来であれば、口座振替のほうをお願いしたいんですが、こればかりは何とも言えないところがありまして納付制をお願いしているんですが、そういうような状況で推移しています。

中村博行委員長 やはりコンビニ収納が増えたことによって収納率っていうの

は上がったと考えていいですか。

伊藤水道局次長兼業務課長 おっしゃるとおりでして、収納率のほうは若干変わってきていると思います。夜間の窓口収納を1年通してやってきているんですが、そちらの方は朝7時から夜10時までと休日も含めてやっています。それから、各支所のほうにも収納をお願いしているんですが、納付の関係も減ってきておりまして、コンビニ収納が増えてきているという状況になります。収納率のほうも若干でもありますが、やはり変わってきているというような状況であります。

中村博行委員長 痛しかゆしのところがあるということですね。

伊藤水道局次長兼業務課長 確かに市と収納のほうは増えてきても、その分、手数料といいますかそちらのほうは金額のほうも若干増えてきているというのは、痛しかゆしというようなことになろうかと思えます。

中村博行委員長 不納欠損は大体100万円ですかね。

伊藤水道局次長兼業務課長 年間でいうと約100万円というような形になるうかぐらいだと思います。年間平均するとですね。

岡山明委員 ペットボトルを作っていますね。どこに入っているか教えてください。費用がどれくらい掛かっているか、本数とかそれも分かれば。

渡邊水道局総務課財政係長 26ページ、総係費の委託料。その中に含まれております。森響水ペットボトル作成業務として5,000本を作成するのとラベルの製作費合わせまして税込みで59万4,000円。加えてそれに伴う成分規格検査が11万円となっております。

高松秀樹委員 ペットボトルのことが出たんで、年間5,000本ぐらい作っ

ているということで、毎年どうなんですか。ちゃんと5,000本が
いる状況になっていますか。また、どういうところに配布をしているのか。
何か条件があるのかどうか。

原田水道局副局長 年間5,000本ですけどもほぼ毎年使い切っているとい
う状況です。一番大きいのは、市内の災害時の第1避難所にペットボト
ルを置くため、市のほうに1,600本をお渡しをしております。その
他につきましては、水道局のイベントであります水道展、それからSO
S健康フェスタとか、そういったところでお配りさせていただいており
ますのと、その他もろもろの市の行事等で水道のPRのために御利用を
させていただいております。そういった関係で大体年間5,000本を全
て使い切っているという状況でございます。特に今、パラリンピックの
パラサイクリングのデザインもラベルに入れているということでかなり
好評でありまして、いろんなどころから問い合わせが非常に多いとい
う状況でございます。

岡山明委員 その部分でペットボトルが5,000本あって、避難所には1,
600本、今はパラリンピックの選手は違った問題があるんですけど
も、パラリンピックの選手が山陽場で練習しているときに飲料水として
支給とか、例えば今回も6月には聖火ランナーが走る状況なんですけど、
そのときに配布するという水道局の宣伝といったらおかしいんでしょ
うけど、そういう水を配布をするような形でオリンピック関係で水道の宣
伝を進めるというのは考えていないですか。

原田水道局副局長 この森響水につきましては、このパラリンピックを市全体
で支えていこうということで、昨年は市のシティセールス課のほうでも
費用を出していただきまして、プラス5,000本を作っております。
そういった関係で通常毎年5,000本のところを昨年度は1万本を作
成してございまして市のシティセールス課で作った5,000本について
はそういったパラリンピックの関係とかで御利用されておられます。水

道局が直接という形ではなくてシティセールスとして御活用されておられると思います。

藤岡修美副委員長 イベントで使われるっていうことなんですけど、本来の災害対策で、例えば他市が災害に起こったときに送ったというような実績というのはあるんですか。

原田水道局副局長 通常、断水等によりまして災害で給水応援に行くというときには必ず森響水を積んで行きまして、現地の方にお配りをしております。

中村博行委員長 水源涵養林の草刈りというのは職員がされているんですか。どのぐらいの頻度ですか。

原田水道局副局長 水源涵養林につきましては、場所が元秋芳町嘉万、今は美祢市になっています。こちらのほうから手入れに行くというのが非常に難しい状況でございます。そのために地元の周辺の方々をお願いいたしまして、草刈り等委託しております。そういった整備を年2回に分けていただいております。

中村博行委員長 それでは資本的収支のほう、29、30ページ。資料も併せて。

岡山明委員 簡易水道、今回1億2,000万円という状況で一気にやるという状況なんです。18ページのセグメントの報告書の中に簡易水道のことが書いてあるんですけど、片尾畑と鋳物師屋の2か所で1億2,000万円、両方の工事を進められるという状況ですか。上水の延長なんです。それとも工事とか修正というか、今の簡易水道の管を修理されるのか本管を接続されるかどうか。

伊東水道局工務課長 簡易水道の上水統合について、来年度鑄物師屋西山地区の統合工事ということですが、片方の平原片尾畑上地区のほうは既に上水と簡易水道の配水管が連絡されております。といいますのが、上水の管末で水圧が低いところがありまして、そのためにポンプを手前に設置して上水の管末地区に給水していますが、平原片尾畑上地区のほうも地下水の水量が減ってきておりまして、緊急対策用で既に上水と簡水の管を接続して、バルブで仕切っておりますので、平原のほうは工事が不要ないということになっています。鑄物師屋西山地区につきましては、上水の管末に受水槽とポンプを付けまして、そこから送水管をずっと既設の鑄物師屋の配水地まで引っ張って、ポンプで配水地に水を上げていく工事です。配水管については既設の管をそのまま使って配水していくということになります。地下水をくみ上げている今のポンプ場は廃止になるということでもあります。

岡山明委員 ということですが簡易水道自体はこの3か所共々に廃止という状況で上水の接続となる状況ですね。宇部の統合ということなんで、宇部市にはこういう簡易水道の形はないですね。それで今回、一気にこういう、1億2,000万円掛けてでも、上水に接続するというのは合併に対して関連があるんですか。補正のときに水量水質とともに問題があるからという話があったね。統合の絡みがあったんですか。

今本水道事業管理者 広域に当たっては山陽小野田市と宇部市といろいろ持っているものが違います。山陽小野田にあつて宇部市にないとかということがあつて、両市が同じような条件で同じような事業で広域をしたほうが良いということが頭にはあります。ただ現在のこの簡易水道のこの事業については、先ほど説明したと思いますけども、水量だとかそういった施設の問題も含めてそちらのほうメインであったというふうに考えていただきたいと思います。広域ありきでやったとかということがメインではなくて、そういうことも頭にありますが、主な原因は水量だとかそういったものが問題で、今回統合するということでございます。

岡山明委員 0.7%の方の水質調査というのは市でされていますか。それとも県でやっているか。

原田水道局副局長 山陽小野田市の水道局では市内の中で給水区域というものを決めております。これは設置条例の中にも記載がありますが、水道として給水をする区域というのは水道事業をやっていく上で、ある程度効率的に経営ができるという前提の中で給水区域を決めていくという形になります。また地理的条件で給水ができない区域というものも存在いたしまして、そういった区域についても、給水区域外という形にさせていただいております。山間部等になるんですけど、そういったところにお住まいの方については、水道が普及をしていないという状況です。そのような方々の水についてはどういう形で水を確保していらっしゃるかと、先ほど岡山委員さんがおっしゃいましたとおり、井戸で自給自足という形になっておられます。この井戸につきましては水質の毎年検査が義務付けられておりまして、県の保健所のほうが管轄になっております。ここにありますのは宇部保健所の管轄になりますけど、毎年、水質調査をしまして水質調査に合格した井戸が利用できるという形となっております。

岡山明委員 0.7%の400名近い方はそういう区域外ということですね。対象外と。水道の上水の対象外地域であるということですね。

原田水道局副局長 ほとんどがそうでございますけど、厳密的に言いますと給水区域の中でも自前の井戸を御利用されて、水道を御使用になられない方も若干いらっしゃいます。

藤岡修美副委員長 配水施設の新設事業費、湾岸線ということで結構伸びているんですけど、これの説明をいただけますか。

伊東水道局工務課長 湾岸線といいますとバイパスの交差点のところですね。

湾岸線につきましては今年度、推進工事の設計委託を出しまして、来年度に工事を実施するという予定であります。小野田地区の東部西部の両方に基幹管路を設けたいということで300ミリの管を推進で入れる予定にしています。今、小野田地区のメインは東側の田辺製菓のほうから行っている管が1本あるんですが、そちらに何かあったときに西側からも、配水できるように市民病院のほうからも300ミリを引っ張ってきて柿の木坂から高千帆台方面に配水できるように計画をしております。それと将来的に高千帆台の配水地をできれば廃止できればいいなという考えもありまして、大きい管を小野田地区の西側にも引っ張っていくという計画でやっております。

藤岡修美副委員長　ちなみに土地取得費、用地取得で610万円計上されていきますけど、これはその絡みですか。

伊東水道局工務課長　この用地取得は別の場所でありまして先日の補正のときにお話ししました鴨庄地区、新橋の西側の道路ですけど、その一部、水路の下を推進で計画しておったんですが、これをよく見直して隣接地が購入できるんじゃないかということで道路のすぐそばの土地を購入しまして、そちらに管を回して水路の上を渡していこうという工事に変更いたしました。その方が工事費が安く済みますし、今後の維持管理がやりやすいということで、その工法に変えて地権者と用買の交渉中であります。

中村博行委員長　簡易水道の工事ですけど、大体完了はいつを見ておられますか。

伊東水道局工務課長　管路につきましては送水管の工事で約1キロの管を布設するんですが、こちらの方が5か月から6か月掛かる予定であります。ポンプ場につきましては10か月程度を予定しています。ポンプ場と送水管はそれぞれ別に工事を発注しようと考えておりますので、ポンプ場

と管路と並行してやっっていこうと思っています。

中村博行委員長 資料を含めて上水についてよろしいですか。では質疑を打ち切ります。討論ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論ありませんので採決に移ります。それでは議案第19号令和2年度山陽小野田水道事業会計予算について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがって、議案第19号は可決すべきものと決しました。それではここで25分まで休憩したいと思いますので、よろしくをお願いします。

午前10時15分 休憩

午前10時25分 再開

中村博行委員長 それでは休憩前に引き続きまして、委員会を続けます。審査番号2番、議案第20号令和2年度山陽小野田市工業用水道事業会計予算について説明を求めます。

今本水道事業管理者予算書の31ページから御説明します。第2条の業務の予定量は、記載のとおりです。予算書第3条の収益的収支ですが、収入は合計で2億8,973万5,000円です。支出合計は2億5,573万4,000円で、結果、税処理後の単年度損益においては3,215万円余りの利益が生じる編成となっています。予算書第4条の資本的収支ですが、収入には病院会計からの貸付金償還金収入のみ、6,600万円を計上しております。支出の建設改良費におきましては、送水管の改良工事等を行い、企業債償還金と合わせて支出合計は5,230万4,000円を計上しております。

資本的収支の差引不足額の処理は、第4条本文のとおりです。ほか詳細は、副局長から説明させますので、よろしく願いいたします。

原田水道局副局長 それでは、管理者の概要説明に引き続いて予算書32ページを説明いたします。第5条予算は、支出費目の流用可能な項目の設定、第6条予算は、職員給与費等の流用禁止経費、第7条予算は、一般会計からの繰入金で、これらは予算書への記載が法定で義務付けられているものです。それでは予算の詳しい内容について、水道事業会計と同じ手順で説明をさせていただきます。まず、収益的収支につきましては、予算書49ページ、資料は2ページを御覧ください。資料2ページの1収益的収支の表の下の収入内訳を御覧ください。まず、給水収益は、契約水量が日量500立方メートル減量となるため、減額しております。営業外の長期前受金戻入は、上水と同じく非現金性の収入です。資料2ページの1収益的収支の表の収入の欄を御覧ください。税込みの収入合計は、前年度当初比較で550万8,000円減の合計2億8,973万5,000円となります。続きまして資料2ページの1収益的収支の表の下の支出内訳を御覧ください。人件費につきましては、若干の増となっております。詳細につきましては予算書38ページを御覧ください。職員給与費についてです。1番上の1総括の表を御覧ください。前年度に対して、職員の会計間の異動により金額が変動しておりますので、お読み取りをお願いいたします。資料2ページの1収益的収支の表の下の支出内訳に戻ります。委託料・修繕費も増額しております。委託料の大幅な増額につきましては、水道事業会計の説明の際にも触れましたが、水管橋の耐震診断に係る費用を計上したことが主な要因となっております。修繕費については、予算書50ページを御覧ください。中段の修繕費の附記にありますように、令和2年度は送水ポンプ4号オーバーホール等を行う予定のため増額となっております。その下の動力費については、送水量が日量500立方メートル減量となり減額したため、令和2年度予算にも反映しております。負担

金については、山口県等からダム関連の負担分を予定しておりますが、減額となっております。資料2ページの1収益的収支の表の支出の欄を御覧ください。令和2年度の税込みの支出合計は前年度当初に比べ1,496万1,000円増の2億5,573万4,000円となります。資本的収支の詳細については、予算書52ページを御覧ください。資本的収入は、病院会計からの貸付金償還金のみです。支出の部は、建設改良費において送水管改良工事及び浄水場設備更新を行います。これらに企業債償還金が加わり、支出総額は5,230万4,000円を予定しております。資料2ページの表の下の補填財源のところを御覧ください。資本的収支の差引不足額の処理の明細について表示をしております。次に予算書45ページを御覧ください。予定損益計算書です。下から4行目では当年度純利益3,215万1,000円が生じる予定です。次に予算書47、48ページを御覧ください。予定貸借対照表です。48ページの資本の部7 剰余金、(2)利益剰余金、才当年度未処分利益剰余金に注記③を加えて、上水道事業会計と同様に非現金性の利益を明示しております。これにより、正味の内部留保資金は、利益剰余金合計額6億9,481万3,000円から、47ページ下段の注記③にあります非現金相当額2,959万5,000円を除いた、6億6,521万8,000円となります。資料2ページの一番下を御覧ください。企業債は平成19年度以降借入を行わず、償還のみを行っておりますので順調に減少し、期末残高は1億1,658万2,000円となります。予算書37ページのキャッシュフロー計算書を御覧ください。下から3行目のとおり、期末の手元資金の増減は約7,500万円のプラスです。以上が令和2年度の工業水道事業会計予算の説明となります。御審議のほどよろしくお願い致します。

中村博行委員長 説明は終わりました上水の審査と同じようにページを前から順に追っていきましょう。まず予算書、随時、資料と併せて質問されてもよろしいですので、まず予算書の31、32ページから総括的のところですが、37ページのキャッシュフロー、38ページの給与、39、

40 損益計算書、資本的収支の収入から。3社から現状において何か要望とかあるのではなかろうかと思います。その一端でもあれば。

伊藤水道局次長兼業務課長 令和2年度につきましては田辺三菱製薬工場から元年度に比べて日量500トンの減量ということで要望を受けております。それで予算のほうにも計上しております。

中村博行委員長 先から言われている500トンというのは田辺三菱の関係ですね。そうしたら支出のほうでありますので50ページ、51ページまで。

岡山明委員 前半の水道と同じような受水費の部分なんですけど田辺製薬のほうは去年、一昨年でトータルで1,000立方メートル減っていますね。そういう状況で受水費を見たら逆に増えていると。受水費は減ったんでしょ。そうするとこの受水量も減るんじゃないかと私は思って、工業用水のほうは量的に同じなんですけども最初の部分でいくと今が結局1,000立方メートル分ほど低いという2万3,700立方メートルで1日の平均水量が1,000立方メートル下がっているという現状なんですよ。それに対してその受入れの量が上がっているというのはおかしいなと思ったんでその辺をお聞きしたい。

伊藤水道局次長兼業務課長 岡山委員が言われるのは、受水費の関係ですよ。受水費といいますのは県のほうに支払うお金です。これにつきましては年間の契約水量に基づいたものでありまして、県との契約水量は落としておりません。私どもから田辺三菱製薬工場に売る分につきましては、今回日量500立方メートル落としておりますけど、県のほうに支払う分については今までと同様の水量分を支払っているということになります。ですからこの受水費が若干違ってきているというのはうるう年の関係と消費税の関係ということで御理解いただければと思います。

中村博行委員長 増えたというのはうるう年で1日多いということですよ。

伊藤水道局次長兼業務課長 増えた関係につきましては消費税の関係です。うるう年の関係で元年度と2年度で言えば、元年度のほうが1日多いです。令和2年度につきましては下がっています。消費税の関係が上がっています。

岡山明委員 田辺製薬で1,000立方メートル減っているという状況であると、売れてないという状況ですね。結局、水道局が負担を背負うという形で、1,000立方メートル分は売れてないんだから、借金を背負うという形でしょう。企業さん払ってないんだから市が負担するということでありますよね。

伊藤水道局次長兼業務課長 岡山委員がおっしゃるとおりでございます。ただ上水のときに申し上げましたが、水利の関係で受水費を落とすと資本費負担金という別の罰金のようなとさっき表現があったと思うんですが、それに該当するようなものをうちが支払う形になります。ですから、結局、受水費と資本費負担金とどちらを取るかということになりますので、それであれば受水費を県のほうに支払って、資本費負担金のほうは払わないという形で今は対応しております。一応権利水ということで、その分持っておけば、何らかの形で工水3社のどこかに売ることもできますので、そういうような対応をしております。

岡山明委員 ほかに売ることができるとお話しされましたが、山陽小野田市は市の水道局ともう一つ、県の企業局、これも工業用水で扱っていますよね。そういう状況であれば、水道局がまた1,000立方メートル、県の企業局、あちらのほうに1,000立方メートル受けてもらうという形はできんないんですか。

伊藤水道局次長兼業務課長 なかなか水の運用上、難しいところがありまして、

私どもの余っている水を県の企業局にお返ししますので、それをどこかで売ってくださいというのも厳しい状況にあります。

岡山明委員 参考までにお聞きしたいんですけど市の水道の水量等、県の企業局の水量はどのぐらいの割合ですか。県の企業局がどのぐらいの数量を工業用水持っているか、その割合だけ簡単でいいんですが。

原田水道局副局長 全体量の把握まではしてないですが、それぞれの水源ごとにどの程度の水を山陽小野田市が使っているかという説明だけをさせていただきます。まず厚東川ダムで、能力としては1日36万8,000トンの供給能力があります。36万8,000トンの水を利用できる能力があるということです。そのうち、山陽小野田市は上水道と工業用水道を合わせまして4万8,400トンの水を利用しております。それから、県営宇部丸山ダムというのがございますけど、これにつきましては全体量としては1日で7万6,300立方メートルの水を利用できる能力がありますが、そのうち山陽小野田市水道局では4,500立方メートルを利用しているという形です。山口県企業局は、厚東川ダムを厚東第1期利水事業、それから県営宇部丸山ダムを厚東第2期利水事業として、工業水道事業をやっています。またこれとは別に厚狭川水系で、厚狭川工業用水道事業として県の企業局が事業をやっておられますけど、これは美祢地区と山陽小野田地区を含めて事業を展開しておられます。これが全体で1日5万3,000立方メートルあります。そのうち、山陽小野田市の方につきましては上水としては一切利用していないという形でございます。全体としてはそういう形でございます。ですから実際に工業用水道に対して水道で山陽小野田市が使用している水量は本当に僅かという形でございます。

藤岡修美副委員長 委託料で1,800万円組まれていますけども先ほどの説明で、上水との水管橋と同時施工とそういう説明が耐震診断やられるということで、委託料は上水の分と工水の分で何か使用水量で案分されて

いると考えていいですか。

原田水道局副局長 これにつきましては上水道と工業用水道の共通の持ち物で
ということで、基本的に導水量の案分で事業費を計上しているという形
です。

中村博行委員長 よろしいですかね。なければ質疑を打ち切ります。討論あり
ますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論がないようですので採決に移り
ます。それでは議案第20号、令和2年度山陽小野田市工業用水道事業
会計予算について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがって議案第20号は可決すべきも
のと決しました。ここで5分間休憩をいたします。それでは55分まで
休憩します。

午前10時50分 休憩

午前10時55分 再開

中村博行委員長 それでは休憩前に続きまして委員会を続けます。それでは審
査番号3番、議案第21号令和2年度山陽小野田市下水道事業会計予算
について執行部の説明を求めます。

井上下水道課長 説明の前に、本日お配りしています委員会資料の確認をさせ
ていただきたいと思います。資料のそれぞれ右上に資料番号を付して
おります。資料1として1ページに令和2年度山陽小野田市下水道事
業会計予算資料、資料2として、2ページに公共下水道事業整備状況、
資料3として3ページから11ページまで令和2年度工事施工予定

箇所をお配りしていますので、御確認をお願いいたします。それでは、議案第21号令和2年度山陽小野田市下水道事業会計予算について、御説明いたします。予算書1ページをお開きください。まず、第2条の業務の予定量につきましては、令和2年度の下水道事業活動の基本的目標として定めるものです。(1)水洗化戸数につきましては、令和2年度の下水道整備によって接続される見込み戸数を考慮して、1万3,882戸を予定しております。(2)年間総処理水量につきましては、433万8,916立方メートルを見込んでいます。(4)の主要な建設改良事業につきましては、投資効果の高い大型団地への下水道整備を進めるとともに、ポンプ場・処理場の長寿命化工事を行うため、記載のと通りの事業費を予定しております。工事の詳細は、後ほど説明いたします。次に、第3条の収益的収支と第4条の資本的収支につきましては、予算明細書で御説明いたしますので、予算書の22ページをお開きください。まず、収益的収入及び支出の収入でございますが、1款下水道事業収益は、前年度から5,176万3,000円増の18億8,326万6,000円を計上しております。主な内訳としまして、1項営業収益、1目下水道使用料は、消費税増税や共和台の下水道接続などによる増収を見込み、前年度から1,790万円増の6億6,150万円を計上しています。2目雨水処理負担金は、雨水処理経費に対する一般会計からの繰入金で、1億1,939万7,000円を計上しています。2項営業外収益2目他会計負担金は、繰出基準に基づく一般会計からの繰入金です。前年度から2,301万5,000円増の5億9,723万2,000円を計上しています。3目他会計補助金は、財源不足を補うための一般会計からの繰入金です。前年度から3,542万5,000円減の5,919万3,000円を計上しています。4目長期前受金戻入は、減価償却費等の増加に伴って、前年度から4,089万4,000円増の4億2,815万5,000円を計上しています。次に、23ページの支出でございますが、1款下水道事業費用は、前年度から4,204万円増の18億3,934万1,000円を計上しております。主な内訳と

しまして、1項営業費用1目管渠費は、下水道管渠やマンホールポンプ等の維持管理に係る人件費や経費です。前年度から150万円増の4,524万6,000円を計上しております。下段の2目ポンプ場費は、雨水及び汚水ポンプ場に係る維持管理経費です。前年度から298万6,000円減の2,517万1,000円を計上しております。24ページに進んでいただいて、3目処理場費は、小野田水処理センター、山陽水処理センター及び農業集落排水3か所の処理場に係る維持管理経費です。前年度から475万4,000円増の2億9,353万3,000円を計上しております。25ページの4目水質管理費は、処理場の水質管理に係る経費となりますが、前年度から286万円減の244万3,000円を計上しております。5目総係費は、一般管理に係る人件費や事業活動全般に係る経費となります。人事異動に伴う人件費などの増加に伴い、前年度から1,222万2,000円増の7,057万円を計上しています。26ページに進んでいただいて、6目減価償却費は令和元年度の取得資産を反映して、前年度から3,145万3,000円増の11億1,577万円を計上しております。7目資産減耗費は、令和2年度の処理場・ポンプ場の改築更新工事に伴う除却費として、4,897万3,000円を計上しております。2項営業外費用は、企業債に係る支払利息の減に伴い、3,070万3,000円減の2億3,553万5,000円を計上しております。3項特別損失は、その他特別損失の皆減に伴い、2,031万2,000円減の10万円を計上しております。これら収益的収支の結果を18ページに税抜き処理をした「予定損益計算書」を掲載しております。下から3行目のとおり、令和2年度においても当年度純利益は発生しておりません。27ページに戻っていただいて、資本的収入及び支出について御説明いたします。まず、収入でございますが、1款資本的収入は、前年度から784万5,000円減の16億8,457万8,000円を計上しております。支出の建設改良費の減に伴ってその財源である1項企業債1目企業債は、150万円減の8億1,410万円を計上し、3項補助金1目国庫補助金は、883

万円減の4億4,742万円を計上しています。2項出資金1目他会計出資金は、企業債の元金償還金や建設改良費に対する一般会計からの繰入金になります。前年度から178万5,000円増の4億55万8,000円を計上しています。28ページをお開きください。支出でございますが、1款資本的支出は、前年度から3,632万3,000円増の24億4,791万2,000円を計上しております。主な内訳としまして、1項建設改良費1目公共下水道建設費は、工事請負費、委託料、人件費など建設改良全般に係る経費です。前年度から724万円減の10億5,008万9,000円を計上しています。2目有形固定資産購入費100万円は、下水道整備に係る土地購入費を計上しています。2項企業債償還金1目企業債償還金は、前年度から4,612万8,000円増の13億9,632万3,000円を計上しております。以上の結果、1ページに戻っていただいて、第4条カッコ書きの資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7億6,333万4,000円につきましては、損益勘定留保資金等により補填することとしております。また、資本的収支の結果は、16、17ページの予定貸借対照表に反映させております。建設改良費によって形成された資産は、16ページの1固定資産(1)有形固定資産の各項目に計上しています。その資産形成の元手となる収入につきましては、17ページの負債と資本に計上しています。企業債は、3固定負債(1)企業債に、国庫補助金は、5繰延収益(1)長期前受金に、出資金は、6資本金に計上しています。なお、令和2年度末の企業債残高は、17ページの固定負債の企業債と流動負債の企業債の合計165億6,343万3,000円で、前年度末から5億8,000万円余り減少する見込みとなっております。続きまして、2ページをお開きください。第5条は債務負担行為について定めております。令和2年度から令和3年度にかけて汚水処理施設整備構想及び全体計画見直し業務を行う予定としていることから、その期間及び限度額を設定しています。第6条は予算に計上した企業債について、その起債の目的や限度額等を定めるものです。第7条は、一時借入金の限度

額を5億円と定めるものです。令和元年度の実績はありません。第8条は、予算の各項間の流用ができる場合を定めるものです。第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を定めております。第10条は、一般会計からの補助金を定めるものです。以上が議決対象となる令和2年度下水道事業会計予算の説明となります。3ページ以降は予算に関する説明書となります。ページをめくっていただいて、4ページから6ページの予算実施計画は、先ほど説明しました予算を目レベルで整理したものです。なお、委員会資料1に、前年度予算と比較した表や一般会計繰入金総額などを整理しておりますので、参考にしてください。次に、7ページの予定キャッシュフロー計算書は、1年間における現金の動きを表したものです。8ページから10ページまでは給与費明細書を掲載しています。令和2年度から会計年度任用職員制度が導入されますので、8ページ下段の表、イ会計年度任用職員に別掲しております。下水道課の職員体制的には令和元年度から変更ありません。11ページは、債務負担行為に関する調書、12、13ページは、令和元年度の最終補正後の予定貸借対照表、14ページは、同じく最終補正後の令和元年度予定損益計算書を掲載しています。最後に、20ページには、セグメント報告書として、公共下水道事業と農業集落排水事業のそれぞれの営業収益等を表しております。予算の説明は以上です。それでは、次に、令和2年度の予定工事について御説明いたします。委員会資料の資料3、令和2年度工事施工予定カ所の3ページから11ページで説明いたします。まず、管渠建設事業につきましては、本市の管渠整備の基本方針である、投資効果の高い大型団地、具体的には上の郷、青葉台、南平台、南松浜の各団地を接続するための路線を最優先の整備路線と位置づけ、管渠を延伸するものです。併せて、汚水処理施設整備構想の見直しで、公共下水道に接続すべきと判定された小野田西地区農業集落排水を公共下水道に接続をするための管渠も延伸いたします。資料3ページの2高千帆11号汚水幹線管敷設工事は、上の郷を接続するための管渠を整備するものです。次に資料4ページの3有帆川左岸

2号污水圧送幹線管理設工事は、今年度接続を完了した共和台団地内の管渠から南平台を目指して管渠を整備するものです。次に資料7ページの5南部4号污水圧送幹線管理設工及び6南部15号污水幹線管理設工事は、南松浜団地を接続するための管渠を整備するものです。次に資料11ページの8小野田西1号污水圧送幹線管理設工及び7小野田西1号污水圧送幹線マンホールポンプ設置工事は、小野田西地区農業集落排水や青葉台を接続するための管渠を整備するもので、この二つの工事完成で公共下水道接続が完了します。以上が主な管渠建設事業ですが、そのほかに、普及促進を目的とした10路線の管渠の整備を予定しております。次に、ポンプ場建設事業につきましては、長寿命化計画に基づき、市内に3か所ございます污水中継ポンプ場の施設老朽化対策工事を実施します。工事内容といたしましては、資料3ページの16高千帆污水中継ポンプ場と5ページの17竜王中継ポンプ場並びに8ページの18厚狭污水中継ポンプ場において、自家発電設備の改築工事を行うものです。次に、処理場建設事業でございますが、山陽水処理センターの長寿命化工事を実施します。資料9ページの19山陽水処理センター長寿命化工事は中央監視制御設備の改築更新を実施するものです。なお、説明いたしました管渠建設事業を実施した結果、2ページの下側に記載しておりますとおり、令和2年度末の普及率は55.8%となる予定です。以上、令和2年度下水道事業会計予算の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

中村博行委員長 説明は終わりましたので、質疑に入ろうと思います。まず予算書のほうで、ページを追って1ページから順次いきたいと思います。資料と併せて見ていただいてもいいのでその都度資料と併せて。まず1ページから。水洗化戸数はどのぐらい増えたかの比較はありますか。

西崎下水道課管理係長 令和元年度の予定の水洗化戸数と比較しまして783戸増加する予定となっております。主に共和台を考慮しております。

中村博行委員長 大型団地で一遍に増えたということね。

藤岡修美副委員長 年間総処理水量はどうやって予測されましたか。

西崎下水道課管理係長 この総処理水量につきましても、管渠の整備によって新たに汚水処理が増えますので、それらを基に算出し、後は今年度の実績等を基に来年度の総処理水量を見込んでおります。

中村博行委員長 社会資本整備総合交付金がありますよね。希望額のどのぐらいですか。

井上下水道課長 予算上は100%で満額かなうようにということで予算計上しております。去年は9割でした。令和2年度もそのぐらいつけばと期待しております。

岡山明委員 他市と比べて国庫の金額、あと一般会計から支出が結構な金額が出ているんですが、これは他市と比べて山陽野田市としては、他市、一般会計からの支出という部分は最初に水道の上水道のお話をしたんですけど、そういう意味で下水道に関して他市とそんなに遜色とかが出ているような予算体系でないと。一般会計からの支出も国からのそういう補助金も他市と人口の割合で割る限りに関しては、今の会計に対して遜色がないという状況ですか。

西崎下水道課管理係長 他市との比較でございますが、企業会計になってまだ1年目なんですけれども、いろんな手法で分析をさせてもらっているんですけれども、下水道整備というのが地形的なものとか地域的なものが大変影響されますので、地域が広ければその分面積が広くて普及率が低いとか、市街地が多いところに関しては普及率も高いという傾向にあります。本市の場合まだまだ普及率が54、5%でございますので、下水道整備もまだまだ行っておりますので、建設改良費についても10億円程

度の投資をしまして、整備をしているというところもありますし、一方で下水道整備がある程度終わったところは、維持管理あるいは管渠の更新という分野に入っているところもございます。なかなか一概には比較が難しい状況ではあるんですけども、特に本市が他市と比較して繰入金が多いとか企業債残高が突出して多いというところまでは分析はできておりませんので、そこまで、本市が変わったところがあるかは認識はしておりません。

岡山明委員 今の状況でいくと、この収益と資本的な部分で見ると他会計が国の補助とかいったら全部で16億2,000万円ぐらい入っていますね。こういう収益と資本でいくと。

西崎下水道課管理係長 繰入金でよろしいですか。資料1を見ていただきまして、下段に一般会計繰入金というところ、別掲載させていただいてまして、令和2年度の繰入金の合計が11億7,638万円。ちなみに前年度比較して、1,000万円程度減額しておるということでございます。

井上下水道課長 資本的収入の補助金国庫補助金のほうですけど、これは事業をどれだけやるかというところで、国費2分の1とか10分の5.5の補助で、ある程度補助率が決まっていますので、その市の方針で、補助事業をどれだけいっぱいやるか、少なくやるかによってかなり左右されますので一概には比べるわけにいかないと思うんですけども、山陽小野田については最近はやや抑え気味で、県内でいけば、この下関市とか宇部市はかなり多くの投資がされているというふうな話を伺っております。

岡山明委員 今の分でいくと工事関係も新設というところと一般質問やった1%の形で進められておるという話だったんですね。人口普及率に関しては。「0.5」と呼ぶ者あり)

藤岡修美副委員長 受益者負担金で小野田西地区の農業集落排水に取り組むってことなんですけど、小野田西地区の既存の農業集落排水で量が足りている地域の皆さんも今度、公共下水をつないだときに受益者負担金頂くような形になるんですか。

藤岡下水道課技監 農業集落排水地区の方につきましては当初、農業集落排水が始まったときに分担金という形で受益者負担金と同じようなものなんですけど、払って加入していただいておりますので、公共下水につないだからといって新たにまた受益者負担金を頂くということはありません。

藤岡修美副委員長 逆に投資効果を高めるために、既存の団地を下水に、例えば合併浄化槽でまかなえている方がその浄化槽をなくして公共下水につないだときってというのは、その団地の皆さんは受益者負担金を払うんですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

中村博行委員長 それでは7ページ、キャッシュフロー。給与費、関係、企業債残高、補正のときも大体傾向として5億円ぐらい減額できるというので、今回は5億8,000万円ぐらいですけども主に減らしていける要因というのはありますか。

西崎下水道課管理係長 企業債残高が減っている要因でございますけども、簡単に言うと、借りた額より返した額が多いということではあるんですけども、最近の元金償還金が大変高い状況が続いています。というのが、平成の1桁台にどンドン下水道整備したときに年間10億円以上企業債を借りていた。償還期間が30年でございますので、そういったところがだんだん減ってきているというところで、建設改良費も減ってきてそれに対して借入れも減ってきているので、徐々に逡減してきているというような状況でございます。

森山喜久委員 16のところの流動資産、未収金のところなんですけど昨年よ

り若干、未収入金の見込みが多くなっているんですが、その辺、何か要因があるんでしょうか。

西崎下水道課管理係長 未収金でございますけれども、これはあくまでも予算上の未収金でございますして、下水道使用料を先ほど、増額予算を組んでおりますのでそれに対して未収金についても増えている。あとは令和元年度で未収となったものが加算されているという等々の理由によって、若干未収金を増やしております。

中村博行委員長 そのこのところが補正のときに注釈を付けてくださいと言ったんで次からお願いします。18ページ、19ページ。セグメントの20ページまで。それでは22ページ。それでは23ページから。

藤岡修美副委員長 委託料で不明水の調査の委託料を組まれていますが具体的な調査を毎年やられていると思うんですけど、それに伴って対策工事等々、効果が上がっていますか。

井上下水道課長 不明水調査委託料499万4,000円計上しておりますのは、今年度から始めた山陽地区、区域内において、大雨のときに不明水が処理場のほうに多く入ってくるということで調査しました。今年度は半分ぐらい上流にさかのぼって、おおよそ方向っていうんですか、厚狭東地区が川の左岸側から不明水が入ってくるっていうのも分かりましたので、令和2年度についてはもうちょっと末端のほうまでいってできれば原因をここだというふうなことができるかどうか分からないんですけども、原因を突き止めたいということです。どうしても雨の降る時期に雨量計とかそういうのをセットしないことには調査できませんので、そういうところでちょうど2か年掛けてやっております。

岡山明委員 マンホールの件なんですけど何箇所かロゴは入ったような形のホールあると思いますが、その辺の状況を教えてください。

西崎下水道課管理係長 デザインマンホールの件であろうと思いますけれども、令和元年度の課長提案事業で採択された事業でございまして、委員おっしゃられたようにカラーのデザインふたを新しく新市で初めて作成をしております。市内4か所、カラーのふたを設置しております、小野田地区で中央図書館の周辺、あとサンパークの周辺に1か所ずつ、山陽地区におきましては、厚狭駅の在来線口と新幹線口にそれぞれ1か所ずつ設置をさせていただいております。デザインにつきましては市でPRしておりますくぐり岩とひまわりを使ったデザインが一つと、市のロゴマークを使ったデザインが一つの合計2種類を作成したところでございます。

中村博行委員長 マンホールカードの状況は。

西崎下水道課管理係長 マンホールカードを第12段という4月中旬から発行予定のものに応募しております。正式な決定をまだ申し上げられないので、近々公表させていただければと思っております。当然デザインは新しく作ったくぐり岩とひまわりのデザインを使ったもので、応募しております状況でございます。

中村博行委員長 要望というか問合せとかありますか。

西崎下水道課管理係長 年に数件、いわゆるマニアの方が「マンホールカードはないですか」というふうに下水道課に来られることがありますので、発行できた際にはどんどんPRをして、他県から来られることも多いということであるので、市のPRシティセールス等々と絡めて取り組んでいきたいと思っております。

藤岡修美副委員長 水質管理費で、処理水量が増えているのに金額が半分ぐらいになっている理由があれば。

西崎下水道課管理係長 水質管理費は処理場の水質分析をする業務の費目でございます。令和元年度まで当初予算上、職員1名を付けていたんですけども、令和2年度は職員1名減になっておりまして、そういった関係で経費が減っております。それに変わって、委託料の水質分析業務委託料というのを計上しておるんですけども、水質分析を業者に委託するようにしたことによって全体的に前年度から経費が減少しております。

岡山明委員 さっきの件なんですけどマンホールは昨年作られたけどどういう趣旨の下で4個だけつけられたのか。今後も毎年一つ二つでも設置するような要請がシティセールス課から全くなかったんですか。

西崎下水道課管理係長 デザインマンホールにつきましてはあくまで下水道課の事業でございます。下水道のイメージアップであるとか市のPRを図る目的で、デザインマンホールを設置したところです。設置には蓋だけではなくて、古い蓋の周りから工事をしないといけませんので、4カ所の工事費用が186万円ぐらい掛かります。いろんなところ各所、カラーの蓋を設置したいところであるんですけども、費用的に掛かりますので、今回は4カ所設置して見に来た方に見付けていただくとかってというような付加価値を込めて歩道に4カ所設置をしたところでございます。今後以降につきましては新たに設置する予定は今のところございません。

井上下水道課長 補足ですけど、カラーぶたは今言ったように、今年度四つでしたけれども、色のないもので今後下水道で新たに付けるものについては、そのデザインともう一つ市のスマイルマークのこの2種類一応型を造りましたので、市章入りのものの在庫があるので、その在庫がなくなり次第、公共下水でやるもの全部、どちらかのデザインを交互に色抜きですけども付けていく予定です。来年度最初からは繰越しも含めてですけども、新しいデザインマンホール、色なしですけども順次付けていきます。

岡山明委員 受益者負担がどのくらいの人数がいらっしゃるか。動向として金額的にはそんなに変わりませんか、その辺の動向を教えてください。

西崎下水道課管理係長 受益者負担金でございますが、当初賦課件数が資料がないので申し訳ありません。令和元年度に下水道を整備されてその結果下水道接続された方に対して令和2年度の6月から受益者負担金を賦課いたします。昨年度、令和元年度から70万円の増としておりますのは、先ほどから申しております共和台の接続が200世帯ございますので、主に共和台にお住まいの方からの受益者負担金の増を見込んで70万円の増とさせていただいております。

中村博行委員長 それでは資料のほうの工事に具体的な工事位置図がありますが、それ含めて全般であれば質疑ください。

藤岡修美副委員長 資料の2ページで小野田地区の污水管施工延長、これが元年度に比べて1.5倍ぐらい、2年度に施工される予定ということですけども、污水整備区域の面積の伸び率が半分ぐらいになったんですね。施工延長に比べて。これ原因ってというのがわかりますか。

藤岡下水道課技監 ちょっと面積が少ないというのは、令和元年度につきましては共和台で大きい団地がどんと入ってきた面積とか、あるいは結構割とミニ造成が多いので、こちらが入るので10.2ヘクタールとすごく大きい面積が入っています。令和2年度分についてはそういう開発等は未定なので、入っていませんので、それで面積が少ないという状況です。それから延長が長いっていう予定なんですけども、これについては今回、圧送管がかなりありますので、それで延長が長いという状況になっています。

岡山明委員 予算の中でこの工事関係で、水道のほうは耐震化という部分が入

っているんですけど、下水に関してはそういう耐震化、そういう配管、そういう施設に対してもそういう該当するような施設はないという状況ですか。

井上下水道課長 管路の耐震化工事は行いません。通常、下水もやっているときにも何年も前から構造としては耐震化を含めた形で下水整備しておりますので、特に新たに耐震化工事を管路でしなければいけないというものはございません。

光井水処理センター所長 下水道施設の中の耐震化ということですが、国土交通省のほうから耐震基準が示されておりまして、適合しないもの、下水道施設の建物のほとんど全てが該当しております。平成29年度におきましては小野田水処理センターの本館の耐震工事を済ませております。その後、小野田水処理センター内にあります雨水ポンプ場の耐震診断を行っておりまして、耐震化に向けて今検討しておるところでございます。その他の施設におきましては、計画を立てまして、順次、耐震診断を行って、耐震化を図っていく予定でおります。

宮本政志委員 資料の3ページ、5ページ、8ページで先ほど高千帆汚水中継ポンプの自家発電設備の改築工事で3か所がありましたよね。これ具体的にはどういった工事をしますか。というのが要はこれ浸水しやすいなと思って、3カ所とも。だからそれに関わるような改築工事されるのかなと。どういった内容の工事ですか。

小路下水道課主査 今回の長寿命化に関わる汚水ポンプ場3か所の自家発電設備工事に関しましては、今回、特に浸水対策とか1階から2階に上げるとかそういう対策は行わずに経年劣化で長寿命化判定の中で更新という扱いになっていますので、基本は仕様を変えずにそのまま更新を行う工事となります。自家発電装置自体を新しくする工事となります。

宮本政志委員 浸水っていうか水害関係とかっていうのは大丈夫ですか。

光井水処理センター所長 ただいまの自家発設備のお話ですけど、施設も古いので更新すると。あわせまして今委員おっしゃられたように浸水対策についても例えば施設自体をかき上げするというわけにもいかないんですけど、一つとしましては自家発室のドアを水密構造にするとか、あるいは今言われた中で洪水が起きたときに浸水する可能性があるっていうところは、厚狭の中継ポンプ場と高千帆の中継ポンプ場、高千帆のほうは地面から1メートル当たりぐらいまでしか来ないっていうことなので、ドアとか水密構造にすれば何とかもつのではないかなとは思っておりますけど、厚狭中継ポンプ場につきましてはコンサルタント業者等と今から協議をいたしまして、どういった方法がいいのかも検討した上で更新を図っていきたいと思っております。

岡山明委員 最初にお話したんですけども、今回のそういう予算書に対して一般会計からの歳入があるという他市と遜色がないというお話がありましたので、そうすると、今後遜色ないということであると、下水道料金の値上げっていう部分に関しては、今後あり得んという解釈でいいですね。市民の皆さんに下水道料金上げるようなことはないという解釈でよろしいですか。

西崎下水道課管理係長 いわゆる繰入金の額であるとか地方債残高の額に関しては、他市と比較して突出したものはないということでございますけれども、前回の補正の委員会でも使用料のことで回答させていただいたんですが、汚水処理に関しては基本的には下水道使用料で賄うのが原則ですが、それでも賄えないので、一般会計からの繰入金で、現在経営をしているっていうところでございます。御存じのとおり下水道資産というのは先ほど、貸借対照表とかにも表れていますけれども膨大な資産を持っています。処理場の更新の話が出ましたけれども、処理場、ポンプ場を更新していかないといけないと。5年後、10年後になりますと今度管

渠の更新が始まってまいります。そういった経費も増えてくるというところで、そういった投資計画に対してどう財源を充てていくかっていうところも考えて、収支計画を作っていきます。その中でどうしても足りなければ使用料上げざるを得ないっていうところは山陽小野田市だけじゃなくて、下水道を持っている市、全国同じ状況です。水道が同じように水道管更新のために使用料の値上げが必要なように、下水も水道の3倍ぐらいの資産持っていますので、当然、使用料の値上げは検討せざるを得ないことは将来的にはあると思います。

岡山明委員　そういうことで最後なんですけど水道はアセットマネジメントという作成されていて、下水のほうはストックマネジメントという表現をされてそれは作られているという状況ですか。そういう計画が立てられていると。

井上下水道課長　今年度完成ということで今、最終チェックをしております。今年度完成です。

中村博行委員長　それでは質疑を打ち切ります。討論ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論ありませんので採決に移ります。議案第21号、令和2年度山陽小野田市下水道事業会計予算について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長　全員賛成です。したがって、議案第21号は可決すべきものと決しました。以上で午前中の審査を終えて午後は13時から始まりますので御参集よろしくお願ひいたします。休憩に入ります。

午前11時55分 休憩

中村博行委員長 それでは休憩を解きまして午後の委員会を続けます。それでは早速、審査番号 6 番令和 2 年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計予算について説明を求めます。

桶谷公営競技事務所長 議案第 17 号令和 2 年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計予算について御説明いたします。本日は、お手元の資料と合わせて御説明させていただきます。それでは、最初に予算書の 2 ページをお願いします。第 1 条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ 152 億 9,802 万 7,000 円としています。前年度と比較しまして、率で 47.6%、金額にして 49 億 3,407 万 1,000 円増の積極型予算となっています。続きまして、第 2 条では、一時借入金の最高額を前年度と同額、30 億円としております。それでは、歳入から御説明させていただきますが、まず、令和元年度の売上状況と令和 2 年度の売上げの前提条件となります本場の開催日程等につきまして御説明させていただきます。お手元の資料の 1 ページをお願いします。こちらの資料は、平成 30 年度の売上状況で、昨年 9 月の決算委員会で御説明した資料と同じものになります。黄色でマーカーした欄が山陽場になります。売上げは回復基調にあるものの、全 5 場の中では、売上げが一番低い状況です。続きまして、資料の 2 ページをお願いします。こちらの資料は、令和元年度の 2 月までの売上状況になります。数値が三段書きになっていますが、上段が売上等の数値そのもので、中段が構成比、そして下段が前年比となります。左から見ていきますと、2 月まで、本場開催は、ミッドナイトレースも含めて 61 日開催しております。内訳は、昼間の通常開催が 47 日、そしてミッドナイトレースが 14 日となっています。昼間の通常開催ですが、9 月に開催しました特別 G I 共同通信社杯プレミアムカップが台風で 1 日中止となっています。こうしたマイナス要因はあるものの、売上げにつきましては、108 億 6,681 万円、前年比 133.5%となっています。この時点で、2 段上の浜松場を抜いて、業界第 4

位の売上げとなっています。特徴として、中央やや右寄りに記載してあります重勝式の売上が27億2,690万5,000円、前年比200.5%と好調に推移しています。続きまして3ページをお願いします。こちらの資料は、同じく令和元年度の2月までの売上状況ですが、ミッドナイトレースのみを抜き出した売上状況になります。資料の作成上、右端に記載があります重勝式、当たるんですも含んだ資料となっています。今年度から本格開催していますミッドナイトレースですが、7車立ての7レースを基本としていますが、1月に開催したレース、ちょうど皆様方に視察でお越しいただいたレースですが、試験的に7車立ての8レースで行いました。売上げも好調でした。今後も試行錯誤、いろいろ模索しながら、企画レースも含め、売上向上に努めてまいりたいと考えています。なお、今年度の本場開催は先週開催しました4日間のミッドナイトレースをもちまして、全て終了しました。重勝式、当たるんですは引き続き発売してまいります。今年度の最終的な売上げを、およそ114億と見込んでいます。続きまして資料3をお願いします。こちらの資料は、令和2年度の本場開催のレース日程等になります。まず上段1の通常開催レースの日程ですが、開催日数は1の表の下に記載しています様に令和元年度と比べ3日増の51日としています。通常開催が50日を超えるのは平成21年度以来11年ぶりのことになります。内訳は特別GⅠが5日、GⅠが10日、GⅡが10日、普通開催が26日となっています。特色としましては1の表中⑥になりますが、本市で最も大きなレースであります特別GⅠ共同通信社杯プレミアムカップを9月に、全日薄暮レースとして開催します。薄暮レースにつきましては、山陽場では平成17年度以降実施しておりませんが、仕事帰りのお客さんを誘引し、アフター5の売上げを分析しながら、今後のナイターレース開催の可否、損益分岐等を見極めたいと考えています。なお、この特別GⅠレースは例年3月に開催しておりますが、令和2年度は、飯塚場が夏場に掛けて走路改修を予定していることから、この時期の開催となったものです。令和3年度以降は例年どおり3月の開催に向け、各施行者そしてJKAと調整を図りたいと考えております。また、6月に予定してい

ますG I 令和グランドチャンピオンカップは、元号を冠としており、今年度までは、平成チャンピオンカップ、通称、平チャンの愛称で親しまれてきたレースですが、元号が変わったことにより、今後は、令チャンの愛称で御愛顧いただきたいと思います。また、8月には、昼間4日間レースの後に続けてミッドナイト3日間、計7日間連続のレースも計画しています。続きまして、2のミッドナイトレースの日程ですが、令和元年度と比べ25日増の43日としています。続きまして、3の4重勝単勝式、当たるんですの発売ですが、今年度の実績からミッドナイトレースは車立てが変わり、払戻金額が少なくなるものの、非常に人気があることから、ミッドナイトレースを優先して発売することとしています。成立回数につきましては、今年度の実績を踏まえ算出しています。続きまして、4の場間場外発売は、358日としています。また、レースの形態ごとの売上金額、返還金、発売収入は、記載しているとおりで。表の右端の一番下の黄色でマーカーした金額、148億7,281万7,000円が発売収入の総額になります。ここで恐れ入ります、予算書の10、11ページをお願いします。1款1項2目の勝車投票券発売収入がこの金額になります。その他、特に資料には記載していませんが、令和2年度におきましても、グレードレース7として、全グレードレースの第7レースの2連単払戻率を通常の70%から80%に変更して行うこととしています。また、専用場外車券売場の発売箇所の拡充につきましても、平成24年度では2か所であったものが、平成31年度当初には、全部で31か所まで増加し、現在は更に1か所増え、全国で32か所となっています。こうした販路の拡大につきましても、業界全体の取組として、今後も更に進めてまいります。資料4ページの説明は以上でございますが、レースの開催に当たりましては、レース自体の企画に加えまして、多彩なイベント等を織り交ぜながら、これまでのお客様、そしてこれからのお客様に感動をお届けできるよう、分かる、当たる、楽しいをモットーに、充実した開催にしていきたいと考えています。それでは、予算書に沿いまして御説明いたします。10、11ページをお願いします。1款1項1目入場料収入360万円は、特別席の入場料

収入となります。続きまして、2目勝車投票券発売収入148億7,281万7,000円は、返還金1億8,042万3,000円を含んだ額となります。内訳としましては、先ほど資料4で御説明したとおり、昼間の通常開催分とミッドナイトレース開催分、そして、重勝式の発売収入を含んだ額となります。予算額は、対前年度比50億689万円の増となっています。ただいま御説明しましたとおり、ミッドナイトレース開催日数の増、そして、重勝式——当たるんですの好調な売上げを反映したことによります。続きまして、3目勝車投票券発売副収入につきましては、1節から4節まで前年度と同額を計上しています。1節勝車投票券発売事故収入は20万円、2節勝車投票券払戻買戻事故収入は5万円、3節勝車投票券払戻時効収入は1,000万円、4節勝車投票券買戻時効収入は20万円としています。続きまして、4目入場券発売副収入につきましても、前年度と同額1,000円を計上しています。続きまして、1款2項1目諸収入ですが、1節雑入の上段から御説明いたします。まず、オートレース活性化推進事業助成金528万7,000円は、本場の売上向上対策事業及びグレードレースの払戻率可変化に係る広報費用に対する助成金となります。続きまして、雑入6万円は、場内の公衆電話の取扱手数料などになります。続きまして、場外発売事務協力収入は3億7,515万5,000円計上しています。これは場間場外発売予定の358営業日について、場外発売を行った際の事務協力収入になります。近年の販売チャネル構成の変動により減額傾向が続いています。続きまして、選手会部品庫会計貸付金返戻金1,500万円は、年度当初に貸付金として支出したものを、年度末に同額返戻するものです。続きまして、12、13ページをお願いします。1款3項1目財産運用収入は、412万円2,000円を計上しています。内訳ですが、土地貸付収入が1万5,000円、建物貸付収入が410万7,000円となっています。続きまして、2目利子及び配当金は保有しています2つの基金の預金利子を計上しています。上段の小型自動車競走事業財政調整基金預金利子は1万1,000円、下段の小型自動車競走場施設改善基金預金利子は5万2,000円計上しています。続きまして、

2款1項1目山陽小型自動車競走場施設改善基金繰入金は、後ほど、歳出で詳しく御説明いたしますが、スタンド改修に関連する事業と競走車一時保管庫建設に関連する事業に充当するため1,146万2,000円計上しています。続きまして、3款1項1目市預金利子は、小型自動車競走事業特別会計の払戻準備金と選手所得税預り金の預金利子として1万円計上しています。歳入の説明は以上となります。続きまして、歳出の説明に移りたいと存じます。14、15ページをお願いします。1款1項1目一般管理費は、一般管理業務に要する経費で1億9,280万4,000円を計上しています。前年度と比較して、1億1,520万6,000円増額となっておりますが、主な要因は25節積立金が増額になったことによるものです。上から御説明します。2節から4節、そして19節が職員5名分の人件費となります。9節旅費は200万円計上しています。前年度と比べて20万円増額していますが、これは、ギャンブル依存症対策の研修などに参加するために増額しています。10節交際費は10万円計上しています。14節使用料及び賃借料は49万3,000円計上しています。上段の通行料は、飯塚場への高速料金で4万4,000円計上しています。下段の機械器具借上料は、公用車のリース料として44万9,000円計上しています。25節積立金は、2つの基金を合わせて1億5,237万1,000円計上しています。上段の小型自動車競走事業財政調整基金積立金は、利子分の積立1万2,000円も含めて231万8,000円計上しています。これにより、令和2年度末の予算上の残高見込みは、1億1,958万5,000円となります。下段の山陽小型自動車競走場施設改善基金積立金は、利子分の積立5万3,000円も含めて、1億5,005万3,000円計上しております。なお、この財源につきましては後ほど、資料の5ページで詳しく御説明しますが、重勝式の収益を充てることとしています。これにより、令和2年度末の予算上の残高見込みは、6億5,194万3,000円となります。続きまして、16、17ページをお願いします。1款2項事業費からが直接競走事業に関わる予算となり、1目から次ページの4目までは、昼間の通常開催、重勝式——当たるんです、そして

ミッドナイトレースを合算したものとなります。まず1目事業費は38億8,717万2,000円計上しています。対前年度比11億7,422万4,000円の増額となっていますが、ミッドナイトレースも含め、本場での開催日数が大きく増えたことと、重勝式、当たるんですの好調な売上げに連動して、各経費が増額となっています。なお、今年度までは、本場開催に伴う受託場外の発売に係る人件費として、他場の会計処理に応じて、3節職員手当等、4節共済費、7節賃金を計上しておりました。しかしながら、今年の4月から会計年度任用職員制度が開始されることから、この場外発売を事務委託方式に切り替え、19節の下から4段目の場外発売事務協力費に振り替えています。予算計上の費目を変更するものであり、予算額が変更となるものではありません。それでは、上から御説明します。11節需用費は、1,098万3,000円計上しています。上段の消耗品費210万円の主なものは、ミッドナイトレースで使用する消音マフラーの交換部品代になります。2段目燃料費881万6,000円の主なものは、ミッドナイトレースで使用する照明設備の自家用発電機の燃料費となります。続きまして、12節役務費は、4,010万7,000円を計上しています。2段目の保険料35万1,000円は昇降機賠償責任保険料、車両・建物共済保険料となります。3段目の競走車運搬費3,722万8,000円は、昼間の通常開催分とミッドナイトレース分を合算したものになります。下段の銀行業務手数料251万8,000円は、本場開催分の現金取扱手数料になり、こちらも、昼間の通常開催分とミッドナイトレース分を合算したものになります。続きまして、13節委託料は、25億9,277万3,000円計上しています。上から、設備保守委託料185万2,000円は、自家用電気工作物保安管理業務を委託するものです。昼間の通常開催分とミッドナイトレース分を合算したものになります。次の、発売業務委託料4億2,628万4,000円は、重勝式——当たるんですの発売を日本写真判定(株)に委託するものです。次のCS放送業務等委託料1億2,672万9,000円は、ミッドナイトレースのCS放送業務などを委託するものです。次の照明設備運用業務委託料1億

1, 361万8, 000円は、主として、ミッドナイトレースの照明設備の建設費用の償還になります。次の包括的民間委託料は、日本写真判定(株)との契約により、6億2, 000万円を計上するものです。次の選手宿泊管理委託料5, 303万6, 000円は、昼間の通常開催分とミッドナイトレース分を合算したものになります。次の競走会業務委託料3億3, 461万1, 000円は、競走実施法人であります、西日本小型自動車競走会へ審判業務等を委託するもので、昼間の通常開催分とミッドナイトレース分を合算したものになります。次の電話投票業務委託料5, 394万1, 000円は、公式オフィシャルサイトで車券の発売を委託するもので、昼間の通常開催分とミッドナイトレース分を合算したものになります。次のインターネット投票業務委託料7億5, 621万円は、民間ポータル会社3社にインターネットで車券発売を委託するもので、昼間の通常開催分とミッドナイトレース分を合算したものになります。最後の場外発売運営委託料1億649万2, 000円は、平成28年2月19日に開設したオートレース宇部と同年12月9日に開設したオートレース笠岡に場外発売を委託するもので、昼間の通常開催分とミッドナイトレース分を合算したものになります。続きまして、14節使用料及び賃借料は、1億1, 851万3, 000円計上しています。上段のシステム利用料は、2連単払戻率80%のグレードレース7に対応するためのシステム利用料となります。下段のリース料7, 671万3, 000円は債務負担行為で予算措置しています8車8枠用機器リースになります。令和8年度で完済する予定です。続きまして、19節負担金、補助及び交付金は、11億2, 119万5, 000円計上しています。上から、選手参加旅費4, 390万4, 000円は、昼間の通常開催分とミッドナイトレース分を合算したものになります。次の選手共済会分担金686万6, 000円は、昼間の通常開催分とミッドナイトレース分を合算したものになります。次の電話投票センター運用経費負担金6, 910万1, 000円は、公式オフィシャルサイトの運用経費を負担するもので、昼間の通常開催分とミッドナイトレース分を合算したものになります。次のJKA交付金2億7, 480万円は、本

場開催による交付額に重勝式による交付額を含めた額になります。次の開催場負担金1,786万9,000円は、重勝式——当たるんですの発売をする開催場に対する負担金になります。次の特別拠出金2億6,804万2,000円は、こちらも重勝式——当たるんですの発売による全国小型自動車競走施行者協議会への拠出金になります。次の場外発売事務協力費は、近年の動向を踏まえ、4億3,463万円としています。次の山口県暴力追放運動推進センター賛助金は前年度と同額30万円を計上しています。次の公営競技納付金も前年度と同額1万円を計上しています。次の全国小型自動車競走施行者協議会負担金は、567万1,000円計上しています。続きまして、18、19ページをお願いします。電気料金負担金2,000円は、市役所1階ロビーで放映していますオートレース宣伝映像の電気料金になります。続きまして、22節補償、補填及び賠償金60万1,000円は補填金で、前年度と同額を計上しています。続きまして、27節公課費は消費税及び地方消費税として300万円計上しています。続きまして、2目賞典費は選手賞金として、昼間の通常開催分とミッドナイトレース分を合わせて6億9,118万8,000円計上しています。続きまして3目勝車投票券払戻金は、昼間の通常開催、ミッドナイトレース、そして、重勝式、当たるんですを合算し、102億8,467万8,000円計上しています。続きまして、4目勝車投票券返還金は、こちらも、昼間の通常開催、ミッドナイトレース、そして、重勝式——当たるんですを合算し、1億8,042万3,000円計上しています。続きまして、5目公営競技対策費は、選手会部品庫会計貸付金として1,500万円計上しています。先ほど、歳入で御説明したとおり、年度末に返戻されます。続きまして、6目施設改善費は2,646万2,000円計上しています。ここで一度、資料の6ページ、7ページをお願いします。まず6ページですが、こちらはスタンド改修後のイメージ、鳥かん図になります。位置関係ですが、レース場の南側、バイパス側から北側、JR山陽本線側を捉えた鳥かん図になります。続きまして、7ページをお願いします。こちらは、現時点でのスタンド改修の全体工程表になります。今後、詳細な設計が

出来上がる中で、オートレース業界全体で開催日程を調整しながら工事を進めていきたいと考えています。あくまでも現時点での工程であることを御承知いただきたいと存じます。工程表の左下に、大きく4つの工程を色分けしています。黄色が設計関係、赤色が解体関係、緑色が機器の移設関係、そして青色が建築工事関係となります。まず、表の一番上、基本設計、実施設計ですが、先の補正予算で繰越明許の議決等を頂きましたので、令和2年度には、詳細な設計を終える予定です。その下の解体工事1期ですが、令和3年度からの着工となります。この解体工事に先立ち、令和2年度は、スタンド内の不用品等の処分を行いたいと考えています。ここで再度、予算書にお戻りいただき、19ページの下から2つめの節、12節役務費ですが、不用品の処分手数料等として400万円計上しています。不用品等の中には、以前使用していた場内モニターやそれらに附属する機器類も含まれています。続きまして、13節委託料は133万1,000円計上しています。これらは、先の令和元年度第5回の補正予算の中で御説明いたしました競走車一時保管庫の建設に係る委託料になります。建設予定地の地質調査を行い、その結果も踏まえて、設計業務を設計会社に委託したいと考えています。地質調査委託料として27万5,000円、設計委託料として105万6,000円計上しています。続きまして、20、21ページをお願いします。15節工事請負費は、1,949万9,000円計上しています。この内、市の公共施設の修繕や改修を行う地域公益事業としての予算が1,500万円になります。残りの449万9,000円が競走車一時保管庫の建設費となります。まず、地域公益事業ですが、令和2年度は、中央図書館の屋根防水改修工事、文化会館のトイレ洋式化工事などを計画しています。一方、競走車一時保管庫につきましては、約40台分を保管すべく、およそ76平方メートルの鉄骨平屋造りを計画しています。続きまして、17節公有財産購入費163万2,000円は、競走車一時保管庫の建設予定地が借地であるため、用地を購入しようとするもので、面積は408平方メートルとなります。続きまして、2款1項1目利子30万円は、歳計現金が一時的に資金ショートする際の一時借入金利子

になります。最後、3款1項1目予備費は、2,000万円計上しています。歳出の説明は以上となります。続きまして、資料の説明をいたします。資料の5ページをお願いします。こちらの資料は、小型自動車競走事業特別会計をその性質により大きく4つにグループ分けをし、それぞれの収支がどうであるかを仕分けた表になります。まず、左上の1は、小型自動車競走事業の根幹を成す開催に係る収支になります。この項目が包括的民間委託に関わる収支となります。⑤の包括的民間委託料は、日本写真判定(株)との契約により、6億2,000万円となっています。青色でマーカーしています(A)歳入、歳出の欄ですが、1,403万5,000円の黒字となっています。続きまして、右隣の2は、開催以外に係る収支になります。⑦の項目の中、黄色でマーカーしています収益保証6,000万円は、⑧の項目の中ほどやや下、地域公益事業1,500万円と主に人件費であります固有経費3,286万5,000円に充当します。その結果、青色でマーカーしています(B)歳入―歳出の欄ですが、6,458万円の赤字となっています。続きまして、左下の3は重勝式に係る収支になります。特徴としましては、今後のスタンド改修の財源を確保するため、⑭施設改善基金へ1億5,000万円積み立てることです。その結果、青色でマーカーしています(C)歳入―歳出の欄ですが、7,054万5,000円の黒字となっています。最後、4はミッドナイトレースに係る収支になります。ここでの特徴は、ミッドナイトレースの収益金230万6,000円を⑳で財政調整基金へ積み立てし、収支を均衡としています。ミッドナイトレース自体は、収益性の高いレースとなっています。これら4つのグループの収支をまとめたものが、左下の青色でマーカーしています合計(A)+(B)+(C)+(D)の2,000万円になり、これが予算書、歳出の予備費になります。続きまして、その下、オレンジ色の項目ですが、こちらが基金等も含めた予算の全体像となります。上から、リース料の支払額7,671万3,000円に、ただいま御説明しました予備費、これが単年度の収支額になりますが、これらを合算したものが、2つの債務解消額(E)9,671万3,000円となります。さらに、基金への積立て

と取崩しを整理すると、基金の増加額（F）は、1億4,090万9,000円となります。これら（E）と（F）を合算したものが、実質的な収支改善額となり、2億3,762万2,000円となります。以上で、資料も含めた全ての説明を終わります。施行者として、令和2年度も公正かつ安全なレースに努めてまいり所存でございます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

中村博行委員長 説明は終わりましたので項目別に丁寧な説明がありました。順次追っていきましょう。前年までの資料ですよ。これはもう決算と同じ部分。あればまた後で。令和2年度の予算審査を中心に、それでは2ページからありましたので2ページの今年度の予算総額ですね。明細書の7ページ、総額がざっとあります。それから、歳出8ページ、9ページにも大ざっぱに下のほうでそれでは10ページからまず歳入のほうの質疑から入りましょう。10、11ページから勝車投票権の発売収入が約50億円ぐらい増えているということなんですけども、それに大体比例して金額が変わるものだと思うんですけど、同額っていうのは多かったですけど、その辺は考慮されてないということですか。全て前年度同額という説明がありましたけど、これは比例するような感じだろうと思うんですけど。

桶谷公営競技事務所長 予算額の計上に当たりましては、これまでの実績を踏まえております。加えまして重勝式等につきましては本場開催でのレースを対象としたものがこれらに該当いたしますのでその辺りも勘案しての計上しております。

高松秀樹委員 50億円予算を増やしているんですよ。資料にあったのを見ると前年度比、28日増なのかな、これによってプラス50億円の収入が上がるというふうに見込んでいるということですよ。

桶谷公営競技事務所長 そのとおりでございます。

中村博行委員長 払戻しの時効収入は以前から指摘があると思うんですけど、
1,000万円計上されています。なるべくファンに還元したほうがいいんですが、その辺の努力、車券の裏には何日までですよとありますが、それ以外に何か。

桶谷公営競技事務所長 的中車券の払戻金の時効収入の御質問でございますが、これは規則によりまして払戻金の債権は60日間を行わないときには、時効によりこれが消滅する規定になっております。ただいま御質問いただきました注意喚起等、何か特別にしていますかという御質問と思いますが、特にそれらについて注意喚起をするといったようなことは現在のところしておりません。

森山喜久委員 今コロナの関係で発売ができないというか、本場開催の部分は閉めてという形になって何日間か延長している状況になっているんじゃないかと思うんですけど、その辺の注意喚起を含めて教えてもらいたいですか。

桶谷公営競技事務所長 オートレースの開催につきましては、ただいま御質問いただきました払戻金の取扱いが非常に重要になってまいります。払戻金につきましては2月29日から実施をしておりません。これにつきましては民法第161条の規定を適用いたしまして払戻しの時効期間を伸ばす措置を採っているところでございます。

中村博行委員長 具体的にどのくらい延ばすっていうのはまだですか。

長村公営競技事務所主任主事 実は3月11日まで当初は払戻しを停止するという発表しておりまして、その時点では3月25日まで延長しますというふうにしておったんですけども、今の状況を鑑みまして、3月12日以降は当面の間、払戻しも中止ということで、今のところその期限が決まっていませんので、そこが決まったときにいつまで延長するのかを

同時に発表するというのを業界で決定しています。

藤岡修美副委員長 地域公益事業で中央図書館と文化会館充てられるということでしたけど、これ何か財政サイドからあったんですか。

桶谷公営競技事務局長 地域公益事業につきましてはこれまでもそうでしたが、市全体の課題を解決をしていくというところに主眼を置いております。どういった事業を行うかにつきましては企画、財政サイド主導で決定をしております。

中村博行委員長 変わってないということね。以前あった説明から。予算書全般から何かあれば。

岡山明委員 公益事業の金額的にはこの中にありますか。

桶谷公営競技事務局長 金額につきましては先ほど御説明をさせていただきましたとおり、工事請負費1,949万9,000円のうち1,500万円を予定をしております。21ページの一番上段の工事請負費でございます。

岡山明委員 それでこの金額の部分なんですけど、これは売上増加に伴い公益事業の金額を増やすという形にはなっていないですか。

古川副市長 公営ギャンブルと言ったら言葉が悪いんですけど基本的に刑法で賭博ということで禁止されておるんですけど、このような公営事業というのはオートでもボート、また競輪等々もこういうことの売上げを地方公共団体の一般会計に繰り入れる中で、まちづくりに貢献するという事で、戦後始まった事業だというふうに理解いたしております。本来ですと旧山陽のときも売上げが多いきには一般会計に繰入れをしておったと。これが本来の姿であろうと。ボートは景気がいいですので下関ボー

トは100億円とかいう声も聞いておりますし、宮島ボートも一般会計に繰り入れております。本来ですと売上げがたくさん出て一般会計に繰り入れるというのが趣旨でございますが、今そこまでは行ってないし、先ほど所長が申しましたように、まだまだ累積債務も大きいということで、単年度黒字になってもなかなか一般会計に繰入れするということは難しいと。そうした中で地域貢献ということは必要であろうということで、去年までは、1,000万円でしたけど公営企業の会計と私どもの一般会計の方が協議して、1,500万円ということで、この度調整が付いたということで、売上げの何%というような決まりはございません。

岡山明委員 12ページですが、財産運用収入という部分で土地の貸付けの収入ということで、食堂関係で土地を貸しているそういう部分と思うんですけど今回マイナスという形になったんですが、その辺で何業者が入っているんですけど、その辺の経営状況というのは今後も継続される可能性はありますか。

桶谷公営競技事務所長 ただいま頂きました御質問は、センターホール内で営業されております三つの食堂のことと思われまして。現在のところ経営状態は非常に厳しい中でも頑張っていて経営をさせていただいている状況でございます。本場開催につきましても来年は3日ほど増えますので、そういったプラス要素も加味しながら、今後は営業されていくのではないかなと思っております。

岡山明委員 そういう形である程度、市から家賃を値下げをされるとかそういう考え方はないですか。

桶谷公営競技事務所長 建物の貸付けにつきましては、この数年間かなり減額をさせていただいております。

中村博行委員長 資料のほうから行きましょうか。資料の最初の部分は決算資

料と同じなので4ページから行きましょうか。今年度の開催の具体的なレース名から日数ですね。

藤岡修美副委員長 4月の開催のレースがありますが、これコロナの関係は影響受けないですか。

桶谷公営競技事務所長 新型コロナの感染症に関する御質問でございますが、まだお客さんを入れての再開の日にちが正式に決まっておりませんので、現時点では何ともお答えようがございません。

中村博行委員長 無観客はあり得るということですか。

桶谷公営競技事務所長 現在、お客さんを入れていない無観客でのレースを実施しておりますので、今後も引き続きそういったのが続く可能性はあると思っております。

中村博行委員長 それでは5ページですね、さっきの予算書も含めて。

森山喜久委員 5ページの資料の確認なんですけれど左下の集計のこのEのところには二つの債務解消額というふうな部分があるんですけど、これはリース料と今までの累積赤字額、その二つの債務解消額ということでしょうか。

桶谷公営競技事務所長 そのとおりでございます。

中村博行委員長 末の債務の総額は何ぼの予定ですか。

長村公営競技事務所主任主事 今年度末の債務解消額が今時点で見込みが立っていないもので何ともお答えが難しいですけれども、30年度末で約18億6,000万円ほどトータルの累積赤字がありましたので、それか

ら今年度の債務解消額を引いた上で、予算上行けばこの二つの債務解消額の9,671万円が債務から引かれるという認識でございます。

中村博行委員長 ざっと1億円ぐらい。

高松秀樹委員 まず字が小さくてほぼ見にくいんですけど、次はちょっと大き目をお願いします。まずこの重勝式に係る収支ってあってみてみると、歳入から歳出引いたら1億7,000万円黒字だってあるんですけど、これに積立金を歳出のほうに入れていきますので2億2,000万円ぐらいかなと。しかし、隣のミッドナイトレースの収支を見てみると積立金が230万円上がっていますけどこれほぼ収入と支出って均衡しているような話になって、ミッドナイトレースってすごく収入が上がるのかなと思って見ていたんですけど、これだけ見ると全くチャラに近いような形と読み取れるんですが、読み取り方が違えば言ってください。

桶谷公営競技事務所長 ただいま頂きましたミッドナイトレースの収益がそれほどまで出ていないのではないかと御質問だと思います。数字的なものにつきましては正にこのとおりで、ただいま議員さんがおっしゃられたとおりとなっております。この中でその他開催経費で今7億4,622万円を挙げておりますが、この中に照明設備を建設したときの償還費用が含まれておりますので現時点ではそれほど収益は上がっておりませんが、今後これらの償還が終わった後は、非常に収益性の高い魅力のあるレースになると思っております。

高松秀樹委員 そのときの収益がどのぐらいあるのか教えてください。収益率が非常にいいということだったのですが、具体的に中身がね。

桶谷公営競技事務所長 ざっとした計算でございますが、約1億1,600万円ぐらい収益は出ると見ております。

高松秀樹委員 そうしたら令和2年度の実質収支を見てみて、今2億3,000万円位になっていますよね。それに今の1億数千万円だからここがこのままいけば3億円から4億円の数字に変化するということですね。

桶谷公営競技事務所長 そのとおりでございます。

岡山明委員 そういうことで本場とミッドナイトと重勝式があるんですが、その事業収入の配分率というか実質的な利益率はそれぞれもし分かれば教えていただきたいなど。大体の目安でいいんですけど。

長村公営競技事務所主任主事 今御質問頂いた中で、まず通常開催分につきましては、年度が終了した後に委託先の日本写真判定さんとの話がございまして、なかなか収益率というのが出しづらいですけれども、重勝式とミッドナイトオートレースの収益率につきましては、まず重勝式がおおよそ7%です。ミッドナイトオートレースは4%未満ぐらいかなというところで計算しております。

中村博行委員長 さっきおっしゃったように、包括的民間委託料が売上げによって令和2年度は6億2,000万円に契約になるんやけど、今まで4億3,000万円とかいうのもあったよね。その辺があるけ、なかなか流動的だから一概には出せないかなと。そういうことじゃないのかな。そういうことで理解しましょう。

高松秀樹委員 当たるんですの表が出ているじゃないですか。ギガって成立が前回もゼロだったのかなと思うんですけど、なかなかこういうの購入を実際にされないと。値段も高いから。だから予算的にないだろうということになるんですか。

桶谷公営競技事務所長 そのとおりでございます。

中村博行委員長 これ途中の段階にあるんですか。1セットが3割ぐらいとか。

長村公営競技事務所主任主事 通常の場合ですと4,096口たまったら成立するんですけども、およそ300口前後を行ったり来たりしているという状況が多いというふうに認識しております。

高松秀樹委員 そうすると払戻しってということなんですか。

長村公営競技事務所主任主事 購入される場合には入金されている方がキャンセルして戻す場合は手元に戻りまして、購入をお待ちの場合はそのままという形にはなります。

森山喜久委員 4ページのほうになるんですけど、今の当たるんですの部分なんですけどミッドナイトレースの方のミニのほうが結構、成立回数がいかなというふうに思っているんですけど、やっぱりその分令和2年度のミッドナイトのほうを増やしていくってところがこの成立件数、それに伴っての売上金額が増加するというのを見込んでやっているということによろしいでしょうか。

桶谷公営競技事務所長 そのとおりでございます。

中村博行委員長 売上げがこれだけ伸びてSGレースをやるような話は出ていますか。

桶谷公営競技事務所長 今のところ本場でSGをやるという計画はございません。

岡山明委員 ミッドナイトは来年度、日数が倍ぐらいなんですけど、住民の方から照明の関係とか騒音とかの苦情は来てないという状況でよろしいですか。

桶谷公営競技事務所長 ミッドナイトレースを開催した当初はなかなか照明の調整等もうまくいかずに、光の一部が民家であるとか農作物を照らしたこともございました。しかしながら何回も何回も調整を掛けていて、調整を重ねましたので現在はそのような状況はございません。

中村博行委員長 そうしたらスタンド改修関係で聞いておきたいというのがあれば。ある程度計画が進めば補正予算かなんかで上げられるんでしょうね。

桶谷公営競技事務所長 現在の計画でいきますと、繰越しの議決を頂きましたので令和2年度中に詳細な設計が完成するということになります。最初に取り掛かるべきところが、先行的に解体をするという意味で、東スタンドの隣にあります補助スタンドとグリーンハウスという二つの大きな建物がございます。これらの建物を先行的に解体します。予算措置といたしましては、補正で新たに何かを計上するというよりも、令和3年度の当初予算でこれらの経費を計上する計画しております。

高松秀樹委員 本会議で駐車場の話が出たじゃないですか。第5駐車場。あれをもう少し詳しく教えてください。

桶谷公営競技事務所長 第5駐車場の位置でございますが、レース場から見ますと北東の方向になります。県道の埴生停車場線を北に上ってきまして、県道奥万倉山陽線の西側になります。

中村博行委員長 要するにあの広い駐車場やね。本会議場での答弁では第5駐車場は不必要であろうということで地権者と協議したいという答弁があったと思うんですけどね。今年度そういうふうにもう入られる予定なんですか。

桶谷公営競技事務所長 近年のレース場の入場者数の動向であるとかどういっ

たレースのときにどこの駐車場は何台埋まっていくかというのはずっと注視をしているところでございます。現在市が管理をしております駐車場が何箇所かあるわけなんですけど、これら全部台数を合計いたしますとおよそ大体3,630台ほどございます。そのうち第5駐車場が710台ほどございますのでこれらを差し引きますと2,920台分になります。ほかの駐車場で確保ができるというふうに考えておりますので、第5駐車場の必要性は薄いと考えております。

中村博行委員長 地権者と協議に入るという点については今年度始められるわけですか。

桶谷公営競技事務所長 これはあくまでも契約に基づく事項であり、契約の当事者の方がいらっしゃいますので、その契約の当事者の方の御意向も十分考慮したいと考えています。1年、2年ですぐ解決というわけにはいかないと思っておりますが、粘り強くこちらの事情も御説明を申し上げてソフトランディングしたいと思っております。

高松秀樹委員 地権者は何人ぐらいいらっしゃるんですか。複数人ですよ。

桶谷公営競技事務所長 第5駐車場の地権者につきましては5名です。

高松秀樹委員 市の方針としてはこの第5駐車場は使わなくても大丈夫なのでこの駐車場については返還をするという方向なのかなっていう気がしております。先ほどの答弁はもう平成18年からずっと同じような答弁を聞いているんです。一個も進んでいかなかったんですけど、本会議場で何か協議を進めていきますみたいな話をされたんですね。方向転換をされて、今後、必要ない駐車場については返還をされるというふうに思っていたんですがそういう言い回しではなかったですよ。

中村博行委員長 これはもう昨年度もかなり委員会である委員から厳しい質問

がありましたよね。オートレースだけの問題じゃないだろうと、まちづくりから考えないといけないだろうと意見が出たりして、それでこういう回答になったんかなっていうふうな気がしているんですけどね。

高松秀樹委員　ちなみに第5駐車場については今は賃料を幾らぐらい払われていますか。

桶谷公営競技事務所長　およそ330万円でございます。

中村博行委員長　この問題は議会報告会なんかで市民の声としてもうかなり厳しいわけですよ。あれだけ遊んでいるものを何ぼ払っているのかと言われるんで議会としても、これはそれなりに執行部のほうに訴えていかないとイケんという意識は皆持っている状況ですので、できるだけ早く。この5名っていうのは所在が皆分かっているんでしょ。ほかの駐車場にしても聞くところによると所在がはっきりしないという人もおるじゃないかということを知っています。そういう辺り慎重にスピード感を持ってやってほしいという気がしています。それでは質疑を打ち切ります。討論ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論はありませんので採決に移ります。それでは議案第17号、令和2年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計予算について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長　全員賛成です。したがって、議案第17号は可決すべきものと決しました。ここで10分休憩しましょう。2時半から。

午後2時20分　休憩

午後2時30分　再開

中村博行委員長　それでは休憩前に引き続きまして委員会を続けます。それでは審査番号では4番、議案第12号令和2年度山陽小野田市駐車場事業特別会計予算について説明を求めます。

河田都市計画課長　議案第12号令和2年度山陽小野田市駐車場事業特別会計予算について説明いたします。予算書の3ページ、4ページを御覧ください。予算総額は、歳入、歳出とも4,104万5,000円です。それでは、歳入について説明いたします。予算書の10ページ、11ページを御覧ください。予算書と併せて、別途提出している山陽小野田市駐車場事業特別会計参考資料の令和2年度の欄を御覧ください。1款使用料及び手数料1項使用料1目駐車場使用料は、令和元年度の収入見込額による増額と令和2年度に実施予定の駐車場整備工事の影響による減額を勘案し、1,870万4,000円としております。1節駐車場使用料の主なものとしては、一般の駐車場使用料1,700万円、定期駐車券分150万円などです。2款繰越金1項繰越金1目繰越金は、令和元年度繰越見込額により2,229万6,000円としております。3款諸収入1項雑入1目雑入は、自動販売機の電気料4万5,000円としております。次に、歳出について説明します。予算書の12ページ、13ページを御覧ください。1款駐車場事業費1項駐車場管理費1目一般管理費は、3,196万5,000円としております。主なものとしては、11節需用費の電気代など光熱水費54万円、設備の修繕料144万4,000円、14節使用料及び賃借料の機械器具借上料554万4,000円です。この機械器具借上料は、出入口2か所のゲート及び精算機などの設備のリース契約に係るものです。15節工事請負費2,220万円は、駐車場奥の未舗装部分の整備事業として、舗装工3,000平方メートル、駐車枠設置工82台分、フェンス設置工160メートルなどの整備を行う予定です。2款予備費1項予備費1目予備費は、908万円を計上しております。これは、使用料の収入見込額や令和元年度繰越見込額、駐車場整備事業の工事費などを勘案したもので、工事内容に変更が生じ、工事請負費が増額変更となった場合に充当することとな

ります。別途提出している厚狭駅南口駐車場の利用状況と償還金についての資料を御覧ください。令和2年1月31日までの実績ですが、駐車枠190台に対する稼働率は80%、駐車場使用料は1,968万3,460円となっております。駐車場奥の80台程度駐車可能な未舗装部分への駐車も多く、全体で270台程度の駐車が可能であると考えられますので、実質の稼働率は56%となります。今年度の使用料収入は、1週間分の平均額が40万円前後となっておりますが、新型コロナウイルスの影響により駐車場の利用が減少しているため、3月1週目は2分の1、3月2週目は4分の1まで減収となっております。現状では、新型コロナウイルスの終息のめどが立っていないことから、今後の利用も更に少なくなることが懸念されます。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

中村博行委員長 説明は終わりましたので質疑を求めます。予算書も短いので全部行きましょう。予算書のページ言ってください。どっからでもいけます。資料もひっくるめて行こう。資料も詳しく出していただいています。

恒松恵子委員 13ページの委託料の緊急対応業務委託料ですが、これは定額ですか。1回ごとの支払ですか。あるとしたら駐車場の機械の不調だと思うんですが何回ぐらいあるんでしょうか。

河田都市計画課長 これは1回当たりの金額ということで計上しております。1回というのが全部ではありません。10回程度の金額を計上しておりますが、ここ最近特にそのようなケースはございません。

宮本政志委員 参考資料のほうにトイレの設備修繕などっておりますよね。具体的にはどういう修繕をされるんですか。

河田都市計画課長 建物自体に特にございませんが、水洗関係、トイレの漏水とかそういう関係が特に最近ありますので、そういうことについての修

繕ということが必要になるというふうに考えて計上しております。

宮本政志委員 さっき駐車場も32台分と言っていましたね。舗装改修工事のほうで32台分。初の駐車場の舗装するところと今のトイレに関しては身体障害者用はどうなったかなと思って。あるいはどうされるのかなと思っております。

河田都市計画課長 来年度予定している未舗装部分の整備につきましては、駐車枠82台分ができるのではないかとということで、現場のほうできちんと舗装した後でないとはっきりした数字は言えませんが、予定では82台分を増台できるということで予定をしております。身障者の台数は5台でございます。トイレ等の今の部分については特に今のところは変えるということではありませんけど、追加で82台分ほど整備をしていきたいという現状です。82台分の中で駐車場の一番奥になりますので、そこに身障者枠をとというのはなかなかできません、遠くなりますので。今後またラインの引き替えとか、これからまた古くなってきますので、そのときにまた近くに必要があれば、増やしていくということも検討していきたいと思っております。現状ラインの引き替えはまだ1、2年は大丈夫かなと思っておりますので、そのときに検討したいと思っております。

中村博行委員長 先ほどおっしゃったように障害者枠が5台あるわけですね。ほかにありますか。

高松秀樹委員 N T Tの電話料金というのは何ですか。

河田都市計画課長 機械のシステムの管理をするためにトラブル等が起こったときに、警備会社等への連絡システムの通信の費用になります。

高松秀樹委員 次に清掃委託料、草刈り等委託料ってありますが、これはどういうところに委託をしているのか。

高橋都市計画課技監 委託先はJRの関係会社であります広島メンテックという会社に委託しております。

高松秀樹委員 それは入札ですか。清掃委託料の話ですか。

高橋都市計画課技監 清掃委託料です。入札でという質問につきましては随意契約ということで見積りを徴取して契約しております。

高松秀樹委員 これ何で市内業者いるのにこれは市内業者じゃないんじゃないですか。

高橋都市計画課技監 このJRの関係会社であります広島メンテックは新幹線口の緑地帯があるんですが、ここもお願いしており、それをついでにやっていたということでお安くできるため随意契約しております。

高松秀樹委員 ほかに市内業者から見積りを取っていますか。

高橋都市計画課技監 取ったことはあります。

高松秀樹委員 是非市内業者から見積りをちゃんと取ってやってほしいんです。それは本会議場でも執行部は今後そうしていきますっていう話をしていますので。今回恐らく匿名で随意契約ですよ。一社随契でしょう。非常にこの金額にしても疑問もある随意契約だと思っていますので、その辺は今後改善する余地ありますか。

高橋都市計画課技監 以前もそういった御指摘を受けたこともありまして、参考までに何社か取ったことがあるんですが、金額がそう大きく変わらなかったのでものまま今やっているということですが、高松委員の言われることもよく分かりますので再度、内部でよく検討していきたいと思えます。（「草刈りのほうは」と呼ぶ者あり）草刈りの業者も広島メンテ

ックです。

高松秀樹委員 しっかりそこはやってほしいと思います。次にゲートの管理システムリースって6年リースですよ。今5年目ですよ。それ以降どうなるのか。

河田都市計画課長 ゲートの改修につきましては昨年度に改修をしております。6年後、契約が終了した場合は、また業者と協議をしまして、再リースという契約になるとは考えております。

高松秀樹委員 再リースというのは、金額が例えば10分の1をまた再リースかそういう形になるんですか。それとも違うのか教えてください。

河田都市計画課長 機械が6年たつと機械の消耗がありますので、その辺については金額はかなり安くなるということでの再リースというふうに考えております。

高松秀樹委員 リース契約時にその次の契約の話はされてないんですか。6年たった後どうするのかという。

河田都市計画課長 リース契約時に再リースの契約を行うということで協議をしておりますが、金額についてはまだ決定はしておりません。

岡山明委員 草刈りの分です。広島メンテックという話がありました。この草刈りは駐車場を舗装されるという状況になると例えば工事は取り掛かって契約の後に草刈りをすると非常にちょっと問題があるんだと思うんですけど、その辺の契約の状況は。それとともにその工事の関係、その辺のスケジュールという部分をお聞きしたいんですが。

高橋都市計画課技監 草刈り等の委託料と申しましても実際に未舗装部分の草

刈りをやっていたいでいる業務ではなくて、供用開始しておりますア
スファルト舗装の清掃と、全体の拾い掃き清掃とか駐車場にごみが落ち
てないかといった、そういった清掃の業務を発注しているという状況で
す。

岡山明委員 今回、舗装に関して清掃の部分には今後料金は同じで継続という
ことですか。

高橋都市計画課技監 済みません。言い戻しをさせていただきたいと思ひます。
今、私が説明しましたのが、清掃委託料の説明をいたしましたので改め
まして草刈り等委託料につきまして説明いたします。委員が今言われる
未舗装部分の草刈り等の委託料を2回できる予定にしております。これ
は当然草刈りが必要なければ、これを支出することはないですし、舗装
工事をしたら必要なくなると考えられますが、ただその舗装の工事がそ
の時期によってはお盆前なのかお盆後なのか、まだ草刈りが必要な状態
があることが想定されますので、例年どおりの予算を計上しているとい
うことです。

中村博行委員長 一応枠を取っているということね。

岡山明委員 次に駐車場の利用状況、80%ということで今年舗装分が80台
程度増えるという状況になると稼働率が落ちるという形になると。その
辺は稼働率を上げるためにも、料金の値下げを平成28年にやっていま
すが今後値下げの可能性はありますか。

河田都市計画課長 先ほど稼働率のお話をさせていただきましたが、実際に未
舗装部分にも80台程度とめられる部分がありますので、全体で270
台程度とめられる可能性があるということで、実質の稼働率としては5
6%程度になるというふうに考えております。今190台の枠に対して
は80%というふうに数字でお示ししておりますが、今後駐車枠が増え

れば実際の稼働率は今年度の実績でいえば55、6%ぐらいというふう
に考えております。それから今言われるような稼働率を上げるというこ
とに対して料金のほうはどうかということなのですが、料金の値下げと
いうのは一応平成28年度に行いまして、今後の状況につきましては今
回工事を行った後、今後も施設設備の改修とか整備、それから先ほど言
いましたラインの引き替えとかその辺のことが出てくると思います。先
ほど申し上げた身障者用の駐車場とかその辺の整備とかそれらも含めて、
工事をしていかないといけない部分もあります。それから周りに民間の
駐車場がありますので、余り値下げをして民間を圧迫するという状況も
あってはいけないので、料金については慎重に考えていきたいというふ
うには思っております。

高松秀樹委員 駐車場に監視カメラとか付いていますか。

河田都市計画課長 駐車場全体には付いておりませんが、料金の機械のところ、
出入り口のところに2か所付いています。

高松秀樹委員 過去、事故というか、バーを突き抜けていたりとかそういう
のはなかったですか。または置き引きだとか、そういう届出があったの
かどうか。

河田都市計画課長 バーの破損については過去あった事例がありますが、そち
らについては本人から届け出があって処理をしております。最近はそん
なに、そういう中ではないと事故とか、それについては届出等もありま
せんし、事例もないと思っております。

中村博行委員長 数年前にされた以降はないということね。

藤岡修美副委員長 歳入の駐車場使用料、元年度の4月1日から1月いっぱい
までの実績に比べて令和2年度はかなり抑え気味にしてあるけど、これ

は何かコロナウイルスの影響を加味しているんですか。

河田都市計画課長 先ほど申し上げましたとおり結果的にコロナウイルスの影響で収入が減る可能性があります、今回の予算につきましては未舗装部分の工事を行いますので、そちらにとめられる部分、それから実際に工事をやる場合に機械の搬入とかいろいろ工事によって、駐車ができない部分が出てくるかもしれないということで、料金については今年度の実績よりも下げております。

中村博行委員長 じゃあ質疑を打ち切ります。討論ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論がないので採決に移ります。それでは議案第12号、令和2年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがって、議案第12号は可決すべきものと決しました。続いてそれでは審査番号5番、議案第38号山陽小野田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について説明を求めます。

河田都市計画課長 それでは、議案第38号、山陽小野田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。今回の改正は、現在、有料公園施設として、貸出しの対象となっている有帆緑地管理棟会議室について、貸し出しを廃止し、有料公園施設から削除するものです。有帆緑地管理棟は、平成13年4月に開設した施設で、会議室を有料公園施設として貸出していましたが、平成28年7月12日から13日の大雨により、約20センチの床上浸水が発生し、玄関ホール及び会議室の床材が剥がれ、使用できない状態となっています。被災前5年間の会議室の使用実績は、1団体が年5回程度使用しただけであり、被災により

使用できなくなってから3年以上経過していますが、復旧してほしいという要望も出ておりません。以上のことから、有帆緑地管理棟会議室の貸出しを廃止するため、都市公園条例の一部を改正するものです。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いたします。

中村博行委員長 説明は終わりましたので質疑を求めます。

高松秀樹委員 説明を聞くと平成28年に床上浸水と。ああいう場所で床上浸水になるんですか。どういう状況でなったんですかね。何か高台にあるような気もしているんです。

高橋都市計画課技監 今回の管理事務所の東側に位置付ける場所なんですが、すぐ裏には残土処分場があり、残土処分場がすり鉢になっています。そののり面が裏にあるということで大雨が降ったときにはそののり面をつたって大量の雨が建物側に入ってきました。土のう等で防いでいたんですが、それを超えて室内のほうに入ってきたという被災状況です。

中村博行委員長 池みたいな状況になっていたということやね。

高松秀樹委員 これらの管理事務所がありますよね。市のほうは今どういう状況で、使っているか使っていないかも含めて大丈夫か大丈夫じゃないのか。

高橋都市計画課技監 この部屋があるのは管理事務所の一室になります。現在、この管理事務所については閉鎖しております。残土処分の受入れが終わった段階で閉鎖しているという状況です。

高松秀樹委員 トイレもありましたよね。トイレも閉鎖をしているという状況ですか。

高橋都市計画課技監 おっしゃるとおりトイレはあるんですが、かぎを閉めて

使えない状態にしており閉鎖しております。

高松秀樹委員 ということは駐車場しかもうないということですね。使えないということですよ。駐車場もそれとも入れないんですか。

高橋都市計画課技監 もちろん駐車場は入れますし、トイレにつきましてはこの外周園路、2か所、東側と西側に1か所ずつトイレがありますので、この管理事務所のトイレが使えなくても、まだ2か所あるという状態です。

中村博行委員長 本会議のときにいつの大雨かっていう質問で部長が3、4年前っていうふうにおっしゃったんで、それをいつかはっきり聞いておくれっていうことがありましたが、今答弁がありました。それでは質疑を打ち切って、討論ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論もないようですので採決に移ります。議案第38号山陽小野田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがって、議案第38号は可決すべきものと決しました。ここで30分まで休憩します。

午後2時20分 開会

午後2時30分 再開

中村博行委員長 それでは休憩を解きまして委員会を続けます。審査番号7番議案第36号山陽小野田市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について説明を求めます。

深井経済部次長兼農林水産課長 議案第36号山陽小野田市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。今回の改正は条例第8条第3項中にあります1月、工作物の設置を目的とする専用にあつては5年とあるのを10年に改めるものでございます。これは漁港漁場整備法の規定によりまして農林水産省が漁港の維持管理に関し模範となる運用指針を漁港管理者に示すために、模範漁港管理規程例を定めております。この模範漁港管理規程例において占用期間が10年に改正されたことに伴い本条例を改正するものでございます。

中村博行委員長 説明は終わりましたので、質疑を求めます。

岡山明委員 確認の意味で、対象物件などどのくらいありますか。

坂根農林水産課主幹 年間1年以内とか1年、それぞれいろんな行事とかございまして、そういうものを含めれば年大体20件ぐらいです。

中村博行委員長 規程の改正によってこの数字が変わったということなんですけど、その背景というのは何かあります。一月が10年と余りに極端だから。

深井経済部次長兼農林水産課長 背景と申しますのが漁港において陸上げ、集荷機能、そういったことが拠点漁港に集約化されるということで漁港機能の更なる再編、集約化と合わせまして、機能集約されました漁港については民間活力の導入、これも視野に入れる必要があると。また、増殖、養殖場の漁村のにぎわい、そういった地域のにぎわいだとか、創出の場として有効活用を図ることが重要な課題となっているところでございます。この10年と申しますのは漁港施設用地の有効利用によりまして設置が想定されるもの、これらの簡易の建物になりますけれどもこれらの耐用年数がおよそ10年程度であること。また、港湾、道路、河川といったほかの公物管理制度の運用においても、占用期間を最長で10年と

していることから、漁港においても10年とすることが適当であるということでございます。

岡山明委員 この野積みの部分は今回対象外ということですね。工作物と表現されていますが、野積みはどうなんですか。対象になるんですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 あくまでも漁港の一部の土地を占用するということですので、占用するということはそれなりの工作物がある。野積みというのは工作物には当たらないというふうに考えております

藤岡修美副委員長 例えば道路占用だと電柱がよくありますよね。ああいう感じになるんですか。5年ごとに占用願いを出して許可を頂いて更新とやっていたのが、今度10年に1回で済むという話でいいんですか。

山崎農林水産課技監 今ほど言われましたとおり電柱と同じで、今までは最大一月であったものを最大10年と。それより短いものについては、変わらず短いもので指定はできるんですけども、最大10年ということになりまして、同じように、市道だとかの電柱、あるいは漁港内での電柱についても同様な扱いということになると。

中村博行委員長 10年までならいいということやね。

岡山明委員 先ほど20件っていう話に伺ったんですけど、この中に企業というか、そういう形の対象になるようなものはないということでしょうか。

坂根農林水産課主幹 企業の関係でいうと電力会社とか電話とかでの関係の柱もありますので、そういう企業はございます。あとは工事とかの関係の管理事務所とかもありますので、そちらのほうも企業といえはそちらの件数も入っています。

中村博行委員長 それでは質疑を打ち切りまして、討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論がありませんので、議案第36号山陽小野田市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがって、議案第36号は可決すべきものと決しました。続いていきます。次に議案第37号山陽小野田市地方卸売市場条例の制定について、説明を求めます。

深井経済部次長兼農林水産課長 議案第37号山陽小野田市地方卸売市場条例の制定について御説明いたします。今回の条例改正は平成30年6月20日に改正卸売市場法が公布されまして、これが今年の6月21日に施行されます。これに伴いまして、市場開設者が定めております業務規程を法に沿った形のものに改正する必要がございます。本市の場合、市場開設者は市でございますので業務規程は市条例ということになりますので、このたび条例を改正するものでございます。主な改正点につきましてはまず第10条、14条、15から18条にあります卸売業者の許可等に関する事項の新設でございます。また第20条第2項以下のせり人の規程に関する事項の新設、また、第19条の卸売業者に対する事業報告書の提出に関する事項の新設、それから第27条の仲卸業者に対する事業報告書の提出に関する事項の新設、第40条第2項の差別的取扱いを禁止する規定の新設、第47条の売買取引条件の公表に関する事項の新設、第61条の出荷奨励金及び第62条の完納奨励金に関する事項の新設、第71条の卸売業者、仲卸業者、附属営業人の業務若しくは会計に関する改善措置命令に関する事項の新設等を行っております。そのほか所要の改正を行っているものでございます。

中村博行委員長 説明が終わりましたので質疑を求めます。

森山喜久委員 1 ページめくってもらって第2条のほうになるんですが、これ新設かなというふうに思っていますけども、開設者による差別的取扱いの禁止という行為になっていると思うんですが、第2条が入れば多分、今の深井さんの状況、卸売業者の社長を兼ねるということはできないかなというふうに思うんですけれど、それは今後の予定にも係っていくんでしょうけど、6月21日から施行という形なんで、問題はないのかもしれないんですけど、それ以降は必ず今の状況はないということによろしいでしょうか。

深井経済部次長兼農林水産課長 第2条におきましては、市場の関係者、ここに書いておりますように卸売業者、仲卸業者、その他の卸売市場においての売買取引を行う者、こういった方たちに対して差別的なことをしてはならないということがこれまでの現行条例にはありませんでしたので、これを加えたものでございますので、あくまでも市場関係者の中で差別的なことをしてはいけないという規定でございます。

森山喜久委員 気になったところをそれぞれ指摘をさせていただきます。第5条のほうなんですけど、(3)開場の期日のほうなんですけど8月16日と8月17日が休場日となっておりますが中央市場とかこの近隣では宇部の中央市場とかそういったところは、8月16、17日は記載されていないんですね。山陽小野田市の地方卸売市場のほうがこちらを記載している理由は、どういったことなんでしょうか。

平農林水産課農林係長 この条文につきましては、現行の条例を踏襲した形でございますので、この分につきましても市場で行っております市場の取引調整会議や市場の運営協議会のほうで関係者の方にお諮りいたしましたところ、現行のままでよいということでしたのでこのような形で出しておるところでございます。

森山喜久委員 今言われたように市場の取引協議会とか運営協議会の中で出さ

れたという形でその中では新旧対照表の分の資料とか運営協議会の中で出されているんですけども、この度こちらの議会のほうに出されていませんよね。それはどういったことでしょうか。

深井経済部次長兼農林水産課長 大変申し訳ございません。その辺の配慮が欠けておりました。申し訳ございませんでした。

森山喜久委員 というのが結構丁寧に作られているんですよ。項目と改正案、備考欄と。備考欄の中で先ほど言ったように新設の項とか現行条例踏襲という形で余り条例をずっと見ていない人にとっても分かりやすいような資料だとは思いますが、それは実際の議会にもこういった委員会のほうにきちんと示すべきというふうに思うんですけど実際どうなんですかね。

深井経済部次長兼農林水産課長 おっしゃるとおりだと思いますので、少しお時間を頂ければ準備をしたいと思います。

中村博行委員長 当初、私は制定と書いてあるから普通改正やったら、前と後のがそれでないのかなと思ったんですけど、ほかで出されていてここで出されないというのはよくないかと思います。制定だからそういうふうはないと思ったんです。けどほかに出されていていけばやっぱりあるものは出してほしい。比較表があれば分かりやすいと思うんですけど。ではほかのところでは疑問があれば。

森山喜久委員 8条の定義なんですけれどもここを卸売業者、仲卸業者、売買参加者という形で書いてあるんです附属営業人は書かれてないんですよ。表の1ページのほうでは第2章市場関係事業者で第1節卸売業者、第2節仲卸業者、第3節売買参加者、第4節附属営業人というふうに書かれているのもかかわらず、こちらの8条のほうでは、その附属営業人が書かれてないっていうのはどういったことでしょうか。

平農林水産課農林係長 附属営業人につきましては第4節の附属営業人の中の第33条のほうに、「市長は市場の業務の適正かつ健全な運営を確保する必要があると認めるときは、市場機能の充実を図り、市場の利用者に便益を提供するため、次の各号に掲げる者に対し、市場内の店舗その他の施設において業務を営むことを許可することができる。」というような条文がございますので、こちらのほうで説明というふうには考えております。

岡山明委員 旧条例の24条に附属営業の許可とかそういうのがみんな出ているんですよ。それなら入れないとおかしいでしょう。許可まで出すという状況があるので定義付けというのは必要不可欠じゃないかと思います。

中村博行委員長 考え方にもよるね。現市場において、この附属営業人はどういうふうな状況ですか。

平農林水産課農林係長 現在は5名ほどいらっしゃる状況でございます。

中村博行委員長 ちょっとこれは置きましょう。ほかのところ。

森山喜久委員 第16条卸売業務相続のところになるんですが、被相続人の死亡の日から起算して60日以内に市長の承認を受けなければならないという形の記載があると思うんですが、相続関係、私もきちんと勉強してないからあれなんです、民法とかで言えば90日という縛り、90日以内というふうな形の分で記載されていたというふうに思うんですが、それを60日というふうにわざわざ短くした理由があれば教えてもらえますか。

平農林水産課農林係長 ここについては他市場の条例や改正案等を参考にしながら60日というふうに定めたものでございます。

中村博行委員長　そういう民法とかに照らし合わせないで、市場に即した参考資料に合わせたということやね。

岡山明委員　前の分がこのときに卸売業者は知事の許可という文言が入って、市長は承認って言葉があるんですか。市長が許可するという状況です。その条例に関してどういう取扱いで、知事は無関係なんですか。

平農林水産課農林係長　おっしゃるとおりでございまして、改正前は許可については県知事の方が行っておりましたけれども、改正法の施行後につきましては市長のほうで許可をするということになっております。

岡山明委員　今後、何かそういう問題があったときに市のほうでそういう調査依頼ではないけれど市のほうにそういう会計調査をお願いということは、今後この条例があれば、頭に知事がないということであればあくまでも市の判断であって、県に問合せじゃないけど、そういう調査の依頼とかは今後できないということですかね。もうこれからは市の独自判断でやんなさいという条例になっているから。その辺どうなのか。

深井経済部次長兼農林水産課長　先ほど申しましたように法改正によりまして、これまで県知事が許可しておったものが、都道府県知事についてはなくて各市町村、公設市場であれば市町村に移譲されたということでございますので、検査等につきましても県のほうで行うということではなくなるだろうと。それで今回の条例の中にも第71条に業務もしくは会計に関する改善措置命令に関する事項というものを新設しているところでございます。

森山喜久委員　ちょっと飛びますけど52条。仲卸業者及び売買参加者の支払義務のところ。昨年の条例改正のときにも言ったんですけど、要は支払のところを物品の引き渡しを受けた後、速やかに買受代金を支払わなければならないという形の分、もともとの条例は3日以内という形

だったのを速やかにというふうに去年3月議会で出されました。私のほうは反対討論させてもらったんですけど、結局この3日間を速やかに変えたことによって売掛金買掛金の状況どうなったのか、それを教えてもらっていいでしょうか。

深井経済部次長兼農林水産課長 売掛金につきましては条例どおりに払って、ほぼ条例どおりにはお支払をいただいているところでございます。買掛金につきましてはもともと現行の条例の中にも、いつまでに払わなければいけないという規定はございませんでしたので、買掛の支払についてはこれまでとは変わっておりません。

森山喜久委員 結局、3日間を速やかにというふうに変えて売掛金自体が500万円以上増えたんじゃないかと思うんですよね。この部分をどういうふうに見ているんですかというふうな話です。どうでしょうか。

平農林水産課農林係長 売掛金でございますけれども、これまではその辺りの対応につきましては、卸売業者のほうで対応しておりましたが、これは一般質問等でも御報告させていただいたと思うんですが、今後は市のほうで明確な基準を設けまして、それを関係者の方にお示ししてそれに従って市が厳格に対応しますという形を現在とっておるところでございます

森山喜久委員 今の答弁でよかったのかどうかなんですけど、もともと卸売業者が対応でよかったんですか。

平農林水産課農林係長 元の条例では3日以内と現行の条例でも速やかに条例にきちんと記載されておるところでございますので、そこについては市のほうがきちんと管理するべきだったと考えております。

森山喜久委員 ですから卸売業者の対応じゃなくて市の対応ですよ。先ほど

の卸売業者の対応でというふうな話も答弁だったので、それはどうなのかというふうな話を指摘させてもらいました。市の対応なら市の対応、卸売業者の対応なら卸売業者の対応でもいいんですけど、500万円結果として増えたじゃないですか。その部分の条例改正で3日以内となっていたのを速やかにした結果で500万円以上の売掛金が残ったという事実のところがあるならば、速やかにじゃなくて3日以内というふうな形の分にするべきじゃないかというふうに思うんですけど、どうでしょうか。

平農林水産課農林係長 先ほど申しましたけれども、今後、今までもやはり市が対応してこなければならなかったとは思いますが、今後は市のほうで明確な基準を設けてまして市のほうで対応いたしますので、500万円増えたというところは大変申し訳ないと思いますが、今後については市のほうで厳格に対応いたしますので、増えることはないと考えております。

高松秀樹委員 売掛の回収とか今度は市がやるんですか。

平農林水産課農林係長 済みません、ちょっと言い方が悪かったです。市のほうで条例に従って売買参加者の承認の取消しや停止を厳格に行うという意味でございます。

中村博行委員長 基本的にはもう市長の権限そういったものがね。強化されたという条例になっているというふうには思うんですけどね。

高松秀樹委員 この支払の話をするともまた前の話帰ってしまうんですけど、3日を速やかにされるのは僕から言うと10日でも30日でもいいんですけど、ただこの速やかにとは何日のこと言われているんですか。

平農林水産課農林係長 市場の関係者の方々には、7営業日と周知をしたとこ

るでございます。

高松秀樹委員　そうしたら52条は7営業日というふうな記載が一番妥当だと思います。なぜかというのと速やかにとは皆さん、この条文だけ見るので、職員が言うのはそうだと思いますということですよね。7営業日だと思いますと。でも売掛を持っている人にとっては速やかにですと。私の速やかにには10日ですよ。私の速やかにには2週間ですよって話になったときに、やっぱりこの条例が速やかにと書いてあるのでなかなかつらいんじゃないかと思うので、今、7営業日って言われるんなら最初からなぜ7営業日と書かないんですか。理由はありますか。

中村博行委員長　昨年の条例改正のときは現状に合わせてっていう言葉が使われたと思います。だけど今、高松委員がおっしゃるようにそういうはっきりしたものがないとあくまでも抽象的な感じになって、ここに捉え方が違うというのは問題かなという気がします。

岡山明委員　報告と検査でいくと70条の話で、市長はという形で卸と仲卸、あと附属営業人と入っているんですけど、ほかの文書でいくと買受人っていう、売買参加者、そういう表現があるんですが、売買参加者が入ってないんですけど。これはなぜ売買参加者が入ってないんですか。

平農林水産課農林係長　売買参加者の方々はいわれるのは、市場内で業務を行われる方ではなくて外の業者さんが市場で取引、青果の購入に来られるという方々ですので、その方の財務の状況等調べるというところは開設者にある権限ではないのかなと考えております。

岡山明委員　今解散していると思うんですけど、青果販売はどれに当たるんですか。

平農林水産課農林係長　売買参加者でございます。

岡山明委員　それが調査対象にないと、私はちょっと問題とっております。
その辺どうですか。

平農林水産課農林係長　売買参加者としては調査対象ではないというところ
でございますが、青果販売につきましては御存じかと思えますけれども、
卸売業者である中央青果が100%出資した子会社でございますのでそ
こはどちらかといいますと、調査といいますか、その会社の取締役会
の中で調査等行っていくことなのかなと考えております。

高松秀樹委員　この70条もどこかの条例か何か参考にして作ったんですか。
僕は今、岡山委員が言われるのと全く逆の発想で卸売業者は分かるん
です。立ち入って検査したり。でも例えば中卸とか附属営業人って果たし
てこんな権利を行使していいのかなっていう逆に気はしておるんですけ
ど。だから、まずこの条例は引っ張ってきたんですね。自分で考えたわ
けないですよ。今僕の言ったことはどう思いますか。

平農林水産課農林係長　おっしゃるとおりその線引きというのは難しいとこ
ろがあるとは思いますが、一応こちらの考えとしては市場内で業務を行
う方については調査を行うというところで考えております。

岡山明委員　今の話になるとここは市場条例施行規則の中に26条と27条に
対してのその辺の帳簿の管理というかきちんと載っているんですよ。
事業報告書、貸借対照表とかそういう部分を報告しなさいという、そう
いう条例が書かれていますよね。それで対象として70条に当然調査の
ことを記載してもおかしくない。仲卸の部分の売買参加者も入れても
私はおかしくないんじゃないかなと。それで話をしました。

高松秀樹委員　それから8条の定義があったじゃないですか。そこをみると
卸売、仲卸は市長の許可なんですよ。売買参加者は承認じゃないで
すか。附属営業人が抜けていますけど、これは市長の許可ですか、承認

ですか。

平農林水産課農林係長 附属営業人につきましては、市長の許可でございます。

高松秀樹委員 そうなると第70条は卸売業者や仲卸業者、附属営業人はこれ全部市長の許可だと。だからここに入っているという説明でいいんですか。代わりに説明しましたけど。

平農林水産課農林係長 ありがとうございます。

中村博行委員長 そういうことをすることができると。しなければならないじゃないわけね。その辺はちょっと柔らかい表現やね。

森山喜久委員 58条のほうになりますけど仕切り及び送金の関係ですけれど、先ほど買掛金は関係ないというふうには言われたんですけど、ここもともと3日だったと思うんですね。速やかに3日で売買仕切書と仕切金を送付しなければならないというふうな状況だったと思うんですけど、こちらについてはどういうふうな状況なんですか。

平農林水産課農林係長 買掛金ですかね。その委託を受けた者に対する支払でございますよね。こちらについては条例どおり遅滞なく支払っております。7営業日以内には支払っております。

森山喜久委員 本当は7営業日なのか、即日か翌日かあれですけど7営業日ということで相手方のほうは問題ないということによろしいんですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 問題はありません。

森山喜久委員 このたび新設ということで61条と62条で出荷奨励金の交付と完納奨励金の交付という形の部分がありますが、今頂いた資料のほう

も41ページのほうに出荷奨励金の交付、第61条で市場活性化のために新設、あと監督強化のため市長の承認が必須という形の分で完納奨励金のほうも同じようなことが書かれているんですが、今現行の条例はないというふうに認識しています。ただ、卸売業者の方は出荷奨励金と完納奨励金を支払っていますよね。それはどういうふうな状況なんでしょうか。

深井経済部次長兼農林水産課長 出荷奨励金につきましてはこの今の現行の条例の中にはありませんけれども、前の小野田市の条例の中にはたしかあったような、記憶が曖昧ではありますがあったような気がしております。それをそのまま現行条例にはありませんけれども、そのまま続けておったのではなかろうかというふうな気がしております。

森山喜久委員 出荷奨励金、完納奨励金を出すことはいいことだと思うんですよ。出荷してもらってました。これからも出してくださいと。出されるっていうことで。ただ現行条例の中で出されるということで書かれていない部分で出されたのであれば、もともと例えば契約があったのか。その契約に基づいて支出をされたのか、それともこの備考欄にあるように市長の承認、そういった決裁を取った上でやっていたのか。その辺のところ、もし分かれば教えてもらえますか。

平農林水産課農林係長 条例の関係でございますと先ほど言われたように条例はなく、卸売業者の方が独自でやるということでございますので、市の承認というものはございませんでした。

森山喜久委員 そういうふうに真っすぐ言われたら、実際、なら監督していた市はその指導とかそういった形をしなきゃいけなかったんじゃないかというふうに言わざるを得ないんですけれど、そこはまた内部のほうで検討してください。ただ、出荷奨励金の交付と完納奨励金の実績があるなら手続が済むようお願いしたいというふうに思う。

岡山明委員 私のほうからは52条、58条、52条であれば買受け代金について支払猶予の特約がある場合はこの限りでないとするが、特約がある場合はという条件付きで58条にも「受託契約者約款で特別の定めをした場合、この限りではない。」という表現されているんですけど、そういう部分で2条の市長に業務運営の基本原則という部分で不当に差別的な取扱いを行ってはならないと書かれていると。そうするとこれが取扱いとしては不均衡で、そういう差別的な待遇が考えられるんじゃないかという思いがあるんですが、運用上必要不可欠な部分もあるんでしょうけども業務運営の基本原則から反するんじゃないかなって私は思ったんですけどその辺はいかがでしょうか。

平農林水産課農林係長 今、岡山委員がおっしゃられた意見は取引調整会議、市場の関係者で行っている取引調整会議の中でもありましたのでこの特約に関しましては、市長が承認をする基準というものを皆さんにお示しをしますというところでお話をしているところでございます。

中村博行委員長 要するに例外を認める場合のケースを明確にするというわけですね。

平農林水産課農林係長 そのとおりで、こういった場合については特約として認めますという基準を皆さんにお示しして、不当な差別というものがないようにしますということでお話をしているところでございます。

中村博行委員長 その前に、いろいろ出ましたがここで休憩しようと思います。4時10分まで休憩します。

午後3時55分 休憩

午後4時10分 再開

中村博行委員長　それでは休憩前に引き続きまして委員会を続けます。ただいまの議案37号は、質疑の段階であります但調査がまだ不十分ということもありますので、この議案については早ければ明日、質疑から継続して審査をしようと思ひます。したがひまして、これを飛ばしまして次の議案第16号の審査に入ります。それでは議案中第16号、令和2年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計予算について説明を求めます。

深井経済部次長兼農林水産課長　議案第16号、令和2年度地方卸売市場事業特別会計予算について御説明いたします。まず歳出から御説明いたします。12、13ページをお開きください。令和2年度、歳出予算総額では平成30年度と比較しまして、80万4,000円減額し、1,029万5,000円としているところでございます。まず1款卸売市場費、1項青果市場費、1目市場管理費は昨年度と比較して80万4,000円減額の理由でございますが、主な理由といたしましては11節需用費のうちの修繕料でございます。平成31年度は、防犯カメラの修繕費として148万4,000円を計上しておりましたが、令和2年度におきましては、フォークリフトの法定点検及びフォークリフトの修繕費のみを継続しておりますので、その分減額となっております。ほかの主な変更点につきましては、1節報酬を前年度より26万円増額し、31万2,000円計上しております。これは市場運営協議会委員の報酬で協議会を毎月1回開催する予定としておるところでございます。次に歳入について御説明いたします。10ページ、11ページをお開きください。1款使用料及び手数料、1項使用料1目市場使用料は、前年度より27万5,000円増の156万1,000円を計上しております。増額の理由につきましては附属営業店舗の利用者が、一社増となったことによるものでございます。2款繰入金1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金は前年度より、107万9,000円減額しております。これは歳出予算総額の減及び使用料の増によるものでございます。以上でございます。

中村博行委員長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

高松秀樹委員 委託料が四つ上がっていますが四つとも説明してもらえますか。

深井経済部次長兼農林水産課長 管理委託料につきましては、個人の方と契約をしております、今の市場の2階で業務をしておられる方でございますけれども、市場に関する届出等の管理、あるいは市場から市長へ報告する出荷量であったり、そういった報告業務、そういったことをしていただいております。警備委託料につきましては、これは市場の夜間の警備でございます。人的警備でございます。夜間は1人いらっしゃいます。設備保守委託料につきましては電気の保安業務でございます。草刈り委託料につきましては、場内の整備あるいは出入り口の道路のり面等の草刈りを委託しているものでございます。委託先はシルバー人材センターです。

高松秀樹委員 最初の管理委託料が市長への報告業務とあってありますけど、これは場長がやる仕事じゃないんですか。77万円ですけど、失礼な言い方しますが、必要な費用ならもちろんいいんですけど、今の説明では分からないんですね。だからそちらも答弁に非常に困っていたような気がしたので毎日いらっしゃるのか（「はい」と呼ぶ者あり）

森山喜久委員 管理委託料の合計の話なんですけど、その個人の方は何時から何時まで働いていらっしゃるんですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 出勤の時間は分かりませんが1日に四、五時間でございます。

森山喜久委員 年間で77万1,000円で1日四、五時間で毎日に出るっていう形で言われたんですけど最低賃金はちゃんとクリアしていますか。

平農林水産課農林係長 クリアはしております。

高松秀樹委員 なんかじっくりこんね、この支出は。これは置いといて、次、警備委託料、人を頼んだんですね。これは夜間、夜間警備、どういうプロセスがあってどういう形で1人の方を雇用されて委託していらっしゃるんですか

平農林水産課農林係長 施設警備におきましては入札を行っております。

恒松恵子委員 警備委託ですが例えば機械のアルソックとか機械に頼むとか、駐車場も深夜開けっ放しで防犯カメラを付けるとか、そのような対策は夜間警備の委託の方にお任せということによろしいんですか。何かコスト削減の方法がないかなと考えたんですけど。

深井経済部次長兼農林水産課長 警備だけではなくて例えば次の日に市場が開場する日であれば夜間の出荷される方がいらっしやったり荷物等が届いたりいたしますので、そういった受付的なこともやっておりますので、機械ではちょっと難しいのかなと思います。

高松秀樹委員 何か今の話聞くと、卸の仕事の代行もやってらっしゃるんですね。これは入札ということは民間会社のから1人来られて警備をされていらっしやるということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

森山喜久委員 11ページの歳入のほうで市場使用料で1社増えたということの部分で言われたんですけど、実際幾つ空き店舗があって、幾つ入っているのかというところを確認させてください。

深井経済部次長兼農林水産課長 附属営業店舗につきましては、一つ空いている状況です。今回使用料で上げております附属営業店舗数は5社分を上げております。また空きが一つあるという状況です。

森山喜久委員 一般質問でも前やったんですけれども、もともと借りていた業者は原状回復してすぐその1店舗は使えるような状況になったんですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 まだ中を確認はしておりません。

森山喜久委員 前も言いましたけど結局、もともとの荷物が残っている。その部分で残っていたら撤退したとしても、そこに物を置いているならば現状回復をされていないんで、そこに対して使用料は払う義務があるんじゃないかというふうなことを一般質問でさせてもらったと思います。今そこでまだ荷物が残っているのであれば、その使用料のについても払ってもらうのか、速やかに原状回復をしてもらうのか、それが必要と思うんですがどうでしょうか。

平農林水産課農林係長 そのように対応したいと考えております。

森山喜久委員 以前、聞いた部分で言えば、その現状回復の部分でその業者の社員がせずに市の職員がやったっていう話も聞くんです。市の職員がやるべき仕事じゃないですよ。ちゃんとその借りた業者とかそういったところがしなきゃいけないという形の部分があるんで、そこはちゃんと市として、その業者に対して文書なりでちゃんと指導するというところでよろしいでしょうか。

平農林水産課農林係長 今後でなくて今、言われたという件についてすることでしょうか。今後のことですか。

森山喜久委員 少なくとも荷物があるところを今回ちゃんと指導するんですよ。

平農林水産課農林係長 そのように指導したいと思います。

中村博行委員長 よろしいですね。それでは質疑を打ち切り、討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論はありませんので採決に移ります。議案第16号、令和22年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計予算について賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがって、議案第16号は可決すべきものと決しました。引き続き審査番号で言えば、10番になりますが議案第47号、令和2年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1回）について説明を求めます。

深井経済部次長兼農林水産課長 議案第47号、令和12年度地方卸売市場事業特別会計補正予算第1回について御説明いたします。5ページ、6ページでございます。下段の歳出から御説明いたします。1款卸売市場費、1項青果市場費、1目市場管理費を31万2,000円増額するものでございます。これは、令和2年2月17日付けで通知のありました特別職報酬等審議会の答申に基づき市場運営協議会委員の報酬の額を改定する学校の改正のための増額でございます。上段に歳入がございしますが、歳入は歳出の増に伴い、一般会計からの繰入額を31万2,000円増額するものでございます。以上でございます。

中村博行委員長 確認ですけど、これは日額4,000円でいいですね。

深井経済部次長兼農林水産課長 そのとおりでございます。現在2,000円でありまして、4,000円にするということでございます。

森山喜久委員 回数は何回分ですか。計算式を教えてください。

深井経済部次長兼農林水産課長 増額分だけでいきますと、2,000円掛け

る13人掛ける12回と。それで31万2,000円です。

中村博行委員長 よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、
討論ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論ありませんので採決に
移ります。それでは議案第47号、令和2年度山陽小野田市地方卸売市
場事業特別会計補正予算（第1回）について賛成の委員の挙手を求めま
す。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがって、議案第47号は可決すべき
ものと決しました。では議案37号は、もし明日できればやりたいと思
います。これで本日の審査を全て終了します。お疲れ様でした。

午後4時15分 散会

令和2年3月12日

産業建設常任委員長 中 村 博 行